

昭 島 市 の 環 境

（昭島市環境基本計画に基づく事業報告）

平成 19 年度

昭 島 市

はじめに

本市は、環境問題を市政の重要な課題として位置づけ、人と環境が調和した「環境との共生」を「昭島市第4次総合基本計画」のまちづくりの理念として施策を展開しております。

「環境基本計画」は、環境基本条例の基本理念を具体化し、本市の望ましい環境像を実現するため、134 項目の具体的な取組施策を設け平成 14 年3月に策定しました。その施策の進捗状況は環境審議会により検証され、各年度における施策の実施について、本誌に掲載しております。

平成 19 年度より「第二次昭島市地球温暖化対策実行計画」をスタートし、ISO14001 の取り組みと連動させて、事業者としての昭島市環境負荷の低減を図ると共に、「環境フェスタ」や「奥多摩・昭島市民の森」の森林教室など、環境意識の啓発活動を通して、市民の方一人ひとりの環境意識の向上を目指し、ひいては地域全体の環境負荷低減に向けた施策を今後も展開していけるよう「環境基本計画」を基に実行しております。これからも皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

なお、この冊子を発刊するにあたり、環境審議会委員の方々からの貴重なご意見等をいただきました。深く感謝を申し上げます。

結びに、この冊子を広くご活用いただき、本市の環境への取組に一層のご理解をいただければ幸いです。

平成 20 年 12 月

昭島市長 北 川 穰 一

目次

第1章 昭島市環境基本計画 1

1	昭島市環境基本計画の概要	1
2	環境基本計画の推進	1
3	施策の体系	2
4	環境基本計画の取組状況	3
5	事業実施報告	10
(A)	基本目標：水と自然を大切にすま	10
	施策の基本的方向	
	(1) 多摩川の自然を守る	10
	(2) 崖線、湧水、水辺を大切にす	10
	(3) 地下水を守る	11
	(4) 生き物とみどりを育む	12
(B)	基本目標：みどりとふれあ文化のま	13
	施策の基本的方向	
	(2) まちのみどりを守り育てる	13
	(3) 農地・用水を維持する	15
(C)	基本目標：健康な暮らしを守るま	16
	施策の基本的方向	
	(1) 生活環境を守る	16
	(3) 有害化学物質から健康を守る	28
(D)	基本目標：地球にかけ負担の少な	31
	施策の基本的方向	
	(1) ごみを減らしリサイクルを推	31
	(2) 新しいエネルギーを導入する	32
	(3) 地球環境の保全に取り組む	33
(E)	基本目標：環境を学びみんなで	35
	施策の基本的方向	
	(1) 環境学習を推進する	35
	(2) 環境を大切にす活動を推進	37
	(3) 協力と責任のある推進体制	37

第2章 第二次地球温暖化対策実行計画 40

1	計画策定の背景と目的	40
2	計画の期間	40
3	計画の範囲	40
4	計画の目標	41
5	実施結果報告	41

第3章 調査データ 42

1 公共用水域水質調査.....	42
2 多摩川底生生物調査.....	48
3 湧水調査.....	49
4 地下水揚水量調査.....	53
5 苦情処理.....	54
6 化学物質の適正管理.....	56

第4章 参考資料(環境基準など) 57

1 大気について.....	57
2 騒音・振動について.....	59
3 光化学スモッグについて.....	62
4 水質について.....	62
5 底生生物調査について.....	64
6 湧水について.....	65
7 地下水揚水の規制について.....	65
8 工場・指定作業場等について.....	65
9 化学物質の適正管理について.....	68
10 特定建設作業について.....	69
11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について.....	70
12 ダイオキシン類について.....	71
13 昭島市グリーン購入指針.....	72

(用語の定義)

- ★ 東京都環境確保条例とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」をいう。
- ★ P R T R法とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」をいう。
- ★ 家電リサイクル法とは、「特定家庭用機器再商品化法」をいう。

第1章 昭島市環境基本計画

1 昭島市環境基本計画の概要

平成14年3月に策定された「昭島市環境基本計画」は、安全で快適な環境を守り、創り、育て、次の世代に引き継いでいくために、「美しい水とみどりを将来の世代に」を望ましい環境像に掲げています。

その実現のために5つの基本目標を設定し、市・市民・事業者のパートナーシップにより、それぞれの日常活動から環境負荷の低減を図り、環境の保全等に取り組む計画になっています。

なお、計画は、平成14年度から20年後の平成33年度を目標年度としておりますが、社会状況の変化に対応するため、おおむね10年を目途に見直しを行います。

望ましい環境像とその実現のための5つの基本目標

美しい水とみどりを将来の世代に	1. 水と自然を大切にすまち（基本目標A）
	多摩川や崖線及び湧水の自然を大切にし、地下水を守り、生態系に配慮して自然の保全と回復や適正な利用施策を講じることにより、人と自然が共生し市民が身近に水と自然を大切にすまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	2. みどりとふれあう文化のまち（基本目標B）
	歴史・文化資産を守り、公園や街並みのみどりを守り育て、農地・用水の維持に努め、憩いとやすらぎの中に、みどりとふれあう文化のまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	3. 健康な暮らしを守るまち（基本目標C）
	大気や水・土壌の汚染、騒音・有害化学物質等による環境悪化の未然防止に努め、市民が安心して日々の生活をおくることができるように、健康な暮らしを守るまちづくりを推進します。
	4. 地球にかかる負担の少ないまち（基本目標D）
	ごみの減量とリサイクル、省資源・省エネルギーや新しいエネルギーの導入を实践することにより、循環型社会への転換を図り、地球環境にかかる負担の少ないまちづくりを推進します。
	5. 環境を学びみんなで取り組むまち（基本目標E）
	環境情報の整備・提供や環境教育・学習機会の充実を図り、市民一人ひとりが環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動できるようなまちづくりを推進します。

2 環境基本計画の推進

計画を推進し、基本目標を実現するため、134項目の具体的な取組施策について、毎年度、実施状況の調査を行っています。平成19年度に実施した事業は、それ以前に実施又は継続して推進している事業などを含め進捗率は94%となっております。

また、前年度に取り組んだ施策の事業報告をもとに、環境審議会で計画の進捗状況などについての審議を行っています。

3 施策の体系

() 内は分類記号

美しい水とみどりを将来の世代に	基本目標	施策の基本的方向	基本的施策		頁
美しい水とみどりを将来の世代に	(A) まち水と自然を大切にする	(1) 多摩川の自然を守る	広域的協力による水質と水量の保全	(A1-1)	-----
			多摩川と周辺の自然環境の保全	(A1-2)	-----
			河川敷の清掃・美化	(A1-3)	P.10
		(2) 崖線、湧水、水辺を大切にする	崖線の保全・湧水の保全・玉川上水の保全	(A2-1)	P.10
			地下水100%の水道水の維持	(A3-1)	-----
		(3) 地下水を守る	節水や水の再利用の推進	(A3-2)	P.11
			地下水の涵養	(A3-3)	P.12
			水循環の実態調査	(A3-4)	-----
			生態学的な実態調査の実施	(A4-1)	P.12
			動植物の棲息環境の回復	(A4-2)	-----
	(B) うみどりとう文化のまち	(1) 歴史・文化資産を継承していく	歴史・文化資産の調査及び保全	(B1-1)	-----
			歴史・文化資産に接する機会の拡大	(B1-2)	-----
		(2) まちのみどりを守り育てる	公園や緑地の整備	(B2-1)	-----
			緑化の推進	(B2-2)	P.13
			環境の美化	(B2-3)	P.14
		(3) 農地・用水を維持する	農地の保全と農産物の生産確保	(B3-1)	P.15
			農業用水路の維持と水辺環境の維持	(B3-2)	-----
			農産物生産者と消費者の交流の拡充	(B3-3)	-----
	(C) るまち健康な暮らしを守る	(1) 生活環境を守る	定期的な大気、水質、騒音等のモニタリング調査の実施	(C1-1)	P.16
			自動車公害対策の推進	(C1-2)	-----
			近隣における環境問題への対応	(C1-3)	-----
		(2) 航空機騒音対策を推進する	測定、監視、調査体制の確保	(C2-1)	-----
			騒音対策の推進	(C2-2)	-----
			基地周辺自治体との連携	(C2-3)	-----
		(3) 有害化学物質から健康を守る	適正な情報の収集と提供	(C3-1)	P.28
			モニタリング調査の実施	(C3-2)	P.29
			ごみの適正処理	(C3-3)	P.30
	(D) の少ないまち地球にかける負担	(1) ごみを減らしリサイクルを推進する	ごみの減量化の推進	(D1-1)	P.31
			リサイクルの推進	(D1-2)	P.31
			リサイクル商品等の利用促進	(D1-3)	P.32
		(2) 新しいエネルギーを導入する	省エネルギーの推進	(D2-1)	P.32
			新しいエネルギーの導入の推進	(D2-2)	-----
		(3) 地球環境の保全に取り組む	温室効果ガスの排出削減	(D3-1)	P.33
			フロン回収	(D3-2)	-----
			森林を守り増やす活動への広域的協力	(D3-3)	P.33
			地球環境の保全に関する実践活動の普及	(D3-4)	P.34
	(E) で取り組むまち環境を学びみんな	(1) 環境学習を推進する	地域環境の学習の推進	(E1-1)	-----
			学校と地域の連携の強化	(E1-2)	P.35
			体験型学習機会の拡充	(E1-3)	P.35
			循環型社会を担う消費者としての学習の推進	(E1-4)	P.36
		(2) 環境を大切にする活動を推進する	環境情報の提供	(E2-1)	P.37
			市民の交流と活動の支援	(E2-2)	-----
			人材の育成	(E2-3)	-----
		(3) 協力と責任のある推進体制を確立する	パートナーシップの構築	(E3-1)	P.37
			環境マネジメントシステムの導入推進	(E3-2)	P.37

4 環境基本計画の取組状況

施策の体系に示された基本的施策を推進するため、134項目の取組施策のうち平成19年度における実施事業は、それ以前に実施又は継続して推進している事業などを含め127項目を実施しました。なお、主な事業を「5 事業実施報告」で説明しています。

☆ 表の見方

基本的施策欄のアルファベットは基本目標、続く数字は施策の基本的方向、ハイフオンの後ろの数字は基本的施策を表します。

(※ 頁)は、事業実施報告の頁を表します。実施欄の「○」は、平成19年度又はそれ以前に該当実施があるもの、「×」は未実施のものを表します。

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
1	A1-1	国や東京都及び流域の自治体や住民との連携のもとに、多摩川の豊かな流れを守るため、水源地域の支援方策を検討します	環 境 課 企 画 政 策 室	奥多摩・昭島市民の森事業 (下刈り)	○
2		多摩川の自然を回復する基本的条件として水質をさらに改善するため、水質保全に関する啓発活動を強化します	下 水 道 課 環 境 課	水洗化未接続世帯戸別訪問	○
3	A1-2	多摩川における自然の保全と多自然型河川整備に参加し、川に関する知識を継承するとともに、動植物の棲息環境を保全するよう努めます。またアキシマクジラやアケボノゾウなどの歴史・文化資産を継承していきます	社 会 教 育 課 管 理 課	アキシマクジラの化石を本庁舎で 展示	○
4		国の河川整備計画に基づき市民参加による多摩川河川敷や拝島緑地等の保全と利用に努めます	環 境 課 管 理 課	水辺の楽校推進	○
5		多摩川河川敷については、自然生態系の保全や回復に配慮しながら、散策、スポーツ等の市民利用に応えるよう国に要望していきます	環 境 課 管 理 課	国に文書で要望	○
6		滝山丘陵の生態系や自然景観の保全に努めます	環 境 課		×
7	A1-3	多摩川を大切にすると心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めます	管 理 課 社 会 教 育 課	多摩川クリーン作戦【10頁】 残堀川クリーンアップ作戦	○
8	A2-1	連続する崖線のみどりの実態を把握し、その保全・活用の方 向を検討した「昭島市崖線の樹林地調査」をふまえ、その保 全を図ります	環 境 課	崖線緑地保全事業 保存樹木等補助【10頁】	○
9		保存樹木・保存樹木の指定を促進するとともに、指定した樹 木・樹林等を市民の協力を得て適正に管理・育成するよう指 導します	環 境 課	保存樹木等補助【10頁】	○
10		東京都に対して緑地保全地域の指定拡大を求めます。また、 貴重な樹林地については公有地化に努めます	環 境 課	東京都に公有地化を要望	○
11		樹林地の周辺環境特性に応じて自然や郷土の学習の場とし ての活用や農地と一体となった郷土景観の保全に努めます	産 業 振 興 課 環 境 課	昭島都市農業振興計画策定	○
12		渇水期には枯れてしまう湧水の水脈を探り、その保全方策を 検討するため、市民と連携してみずみち調査を進めます	環 境 課	環境フォーラムによる環境マップ の作成(井戸水、地下水、湧水)	○
13		透水性舗装の整備や雨水浸透施設の助成等、雨水の浸透 や湧水の水脈の保全に関する施策を推進します	建 設 課 下 水 道 課	雨水浸透施設設置費補助【10頁】	○
14		湧水やその周辺の水辺について、地域特性に応じた水辺の 保全や再生に努めます	環 境 課		×
15		市民と協力して水辺環境の保全・整備を図ります	管 理 課 環 境 課	水辺の散歩道【11頁】	○
16		良好な環境を保っている湧水については昭島の憩いの水辺 として、保全策の強化に取り組みます	環 境 課		×

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
17	A2-1	玉川上水については、広域的に連続したみどりであり、歴史的にも価値のあることから、市民がそのみどりや水辺の景観を楽しむことができるよう、東京都と連携してその周辺環境整備を図ります	建 設 課 環 境 課	玉川上水に接する遊歩道整備	○
18		市民参加により玉川上水の自然を大切にする活動や清掃・美化に努めます	社 会 教 育 課 環 境 課	老人クラブによる清掃 アダプトによる上水公園の維持管理	○
19	A3-1	地下水のみによる水道水を、将来にわたって供給できるよう努めます	水道・工務課	漏水調査(市内全域)	○
20		水の安全性を確保するため、地下水汚染防止のための適切な措置を事業所等に求めるとともに、水質検査を充実します	環 境 課 水道・工務課	地下水水質検査(13事業所)	○
21	A3-2	全市民レベルでの節水の実践を促進するため、積極的な啓発活動の展開を図り、節水コマ等の身近な節水型器具の普及を推進します	水道・工務課	節水のための啓発活動 (水道施設見学会、出前講座)【11頁】	○
22		雨水利用や循環利用を推進するため、公共施設における率先した取組を進めるとともに、民間施設にも取組を要請します	建 築 課 環 境 課 建 設 課	雨水利用施設設置済 (本庁舎、武蔵野会館)	○
23		家庭用の雨水貯留槽の普及促進を図ります	水道・工務課	雨水貯留槽設置助成【11頁】	○
24	A3-3	市道や公共施設の駐車場においては雨水浸透施設の整備を推進します	建 設 課 建 築 課 下 水 道 課	透水性舗装実施事業【12頁】	○
25		駐車場等における透水性舗装の普及に取り組みます	管 理 課 環 境 課	透水性舗装実施事業【12頁】	○
26		雨水浸透施設等の普及促進を図ります	下 水 道 課	広報掲載(年1回) イベント時周知活動(年1回)	○
27		地下水の涵養のため樹林や農地、緑地等の保全に努めます	環 境 課 産 業 振 興 課	保存樹木等補助【10頁】 奥多摩・昭島市民の森事業 崖線緑地保全事業	○
28	A3-4	地下水に関する水脈調査等の収集に努めます	水道・工務課	地下水流動態調査	○
29	A4-1	植物、動物(昆虫類、水棲動物等)に関する生態学的な自然環境調査に市・市民・学識経験者が連携して長期的に取り組めます	環 境 課 社 会 教 育 課	エコ・パーク予定地自然環境調査	○
30		自然環境調査の結果をふまえ、昭島市の貴重な動植物の指定や保護に努めます	社 会 教 育 課		×
31		市民参加の自然観察会等を開催し、地域の自然への理解を深めます	環 境 課 社 会 教 育 課	水辺の楽校推進事業(魚捕りと投網体験等)【12頁】	○
32	A4-2	国と連携して、市民参加により多摩川河川敷におけるピオトープの創出に取り組みます	環 境 課	水辺の楽校推進事業【12頁】	○
33		関係団体や市民の参加により、学校や公園等の公共施設におけるピオトープの創出に取り組みます	教育・庶務課 環 境 課	ピオトープ (成隣小・拝島第二小・富士見丘小)	○
34		鳥の餌となる実のなる樹木を植えるなど、学校や公園等の身近な場所のエコアップ(自然度の向上)に努めます	教育・庶務課 管 理 課 環 境 課	学校林活用(富士見丘小)	○
35	B1-1	社寺をとりまく鎮守の森や多摩川の渡しなど史跡周辺の自然環境調査を実施します	社 会 教 育 課		×
36		歴史・文化資産をとりまく環境の保全に向けて市民参加による計画づくりに取り組みます	社 会 教 育 課	市民参加による文化財保全計画 (日吉神社社殿修理、拝島のフジの樹勢回復)	○
37	B1-2	郷土の歴史と環境をテーマにした広報や教育活動を進めます	社 会 教 育 課	郷土資料室展示	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
38	B1-2	親しみやすい郷土資料の作成、史跡の周辺環境整備と史跡巡りコースの紹介等を行います	社会教育課	文化財史跡めぐり、指定文化財説明看板設置	○
39	B2-1	緑地面積の目標値を575haとし、緑地の割合では33%の確保をめざします	環境課	崖線緑地公有化事業	○
40		保存樹木(幹周り150cm以上)や保存樹林(300㎡以上)の補助制度の拡充を図ります	環境課	保存樹木せん定補助制度 保存樹林(14箇所)	○
41		市内のみどりに関する情報をまとめた「みどりのガイドブック」を緑化推進協力員の協力により作成します	環境課		×
42		地域の潜在植生や固有種等、地域の自然環境特性をいかした公園の整備を進めます	環境課 建設課 管理課	案件発生時に随時実施	○
43		身近なくつろぎの場としてポケットパークの整備を図ります	建設課 管理課	20箇所整備済	○
44		多様化する市民の価値観や防災空間としての利用にも適合した公園や緑地づくりを進めます	環境課 建設課 防災課	昭和公園・エコパークの改修等に伴う防災用備蓄倉庫、飲料貯水槽の設置要望	○
45		市民に親しまれる公園や緑地を維持するため、市民参加による公園づくりやその管理を推進します	環境課 生活コミュニケーション課	アダプト制度(3団体)による管理(緑地・駅前の花壇)	○
46	B2-2	公園の緑化や街路樹、花壇の整備により、みどり豊かなまちづくりを進めます	環境課 管理課 建設課	花の応援事業(駅前等の植栽)【13頁】 街角ふれあい花壇応援事業(4件)	○
47		道路整備にあたっては、適正な樹種の選定やシンボルとなる街路樹づくりなどを進めます	建設課	はなみずき、かりん、さるすべりなど実施済	○
48		市民がみどりに親しめるよう街路樹や花壇に樹木や花の看板をつけるなど、市民の参加による整備を進めます	管理課 環境課	せん定済保存樹木への樹名板設置	○
49		街路樹や花壇の管理にあたっては、化学肥料等の使用の削減に努め、落ち葉の堆肥化による再生利用を図ります	管理課 環境課	落葉堆肥の活用	○
50		公共施設については緑化ガイドラインを設け、緑化を推進します	環境課		×
51		住宅のブロック塀の生け垣化やベランダの緑化、屋上緑化など敷地内の緑化推進を図ります。また、緑化ガイドブックの作成や補助制度の拡充に努めます	環境課	生け垣等造成補助【13頁】	○
52		グリーンフェスティバルの拡充や、市民の記念植樹のための苗木配布等により、緑化意識の高揚を図ります	環境課	苗木配布(グリーンフェスティバル、都市緑化月間)	○
53	B2-3	ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化を推進します	環境課 清掃センター	啓発活動の実施(ポイ捨て禁止看板設置)【14頁】 市内クリーン運動【14頁】	○
54		土地の所有者や使用者の協力を得て、空き地等の適正管理を進めます	環境課	空き地管理指導(苦情処理15件)	○
55		道路、公園、水路等の公共施設の計画的清掃に努めます	管理課 産業振興課 環境課	スクリーン清掃(昭和用水) 主要市道清掃	○
56		各駅周辺における駐輪場を整備し、不法駐輪対策を進めます	管理課	広報周知 警告看板設置(2枚)	○
57	B3-1	農地は、農産物を供給する場であり産業としての農業をめざして、農地保全のための施策に取り組みます	産業振興課	親子農業体験教室【15頁】 農ウオーク【15頁】	○

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
58	B3-1	農地は、都市における貴重なみどりの空間となっており、その保全に努めます	産 業 振 興 課 都 市 計 画 課	生産緑地追加指定 (4件、2,710㎡)	○
59		防災空間としての農地の役割を認識するとともに、体験型農園、教育の場としても、農地の保全と活用を図っていきます	指 導 室 産 業 振 興 課	学校の体験型環境学習(共成小、福島中)【35頁】 親子農業体験教室(親子米作り教室)【15頁】	○
60		農地保全のシステムづくりを進めるとともに、消費者と連携した営農が図れるよう支援に努めます	産 業 振 興 課	朝市開催(田中町住宅自治会) 野菜市開催(東中神駅前商店街、昭島駅前商店街)	○
61	B3-2	農業用水路の適正な水質維持を図ります	産 業 振 興 課 環 境 課	スクリーン清掃(随時)	○
62		農業用水路の年間を通した通水や用水路沿いの自然散策路等、市民が親しめる水辺環境の保全に取り組みます	環 境 課 管 理 課	水辺の散歩道活用	○
63	B3-3	新鮮で安心できる農畜産物の売買を通して、消費者と農畜産物生産者が交流し信頼関係を築いていけるよう、農畜産物消費者交流施設の維持・拡充と交流のための企画の強化を図ります	産 業 振 興 課	農畜産物消費者交流施設 「ふれっ旬」運営	○
64	C1-1	道路沿道を中心に、大気、騒音モニタリング調査を継続的に実施し、必要に応じて関係機関に改善のための必要な要請を行います	環 境 課 都 市 計 画 課 管 理 課	大気調査【16頁】 自動車交通騒音調査【19頁】 光化学スモッグの周知【20頁】	○
65		水質、土壌、地下水のモニタリング調査を定期的の実施し、必要に応じて適切な指導を行います	環 境 課 水 道・工 務 課	公共用水域水質調査【21頁】 多摩川底生生物調査【22頁】 多摩川魚類調査【24頁】 湧水調査【25頁】 地下水揚水量調査【26頁】 工場排水調査【26頁】	○
66		国、東京都によるモニタリング調査に関する情報を収集し、必要な検討を加えます	環 境 課	国、東京都のモニタリング調査に関する情報の収集	○
67		生活排水に関する知識の啓発や必要な指導を行います	下 水 道 課	環境フェスタに出展	○
68	C1-2	庁用車の買い換えは原則として低公害車とし、市民及び事業者における低公害車の普及促進に努めます	契 約 管 財 課 環 境 課	天然ガス車購入	○
69		ノーマイカーデーや時差出勤の奨励、マイカー通勤の自粛等により公共交通機関の利用促進に努めます	職 員 課	ノーマイカーデー実施 (職員対象月1回)	○
70		交通渋滞による大気汚染や騒音の低減を図るため、特に渋滞の著しい国道16号(小荷田、松原地区)や多摩大橋北交差点の拡幅整備事業等、交通の流れを円滑にするための諸対策の促進や健康への影響把握等について、国や東京都に要請します	都 市 計 画 課 環 境 課	国道16号小荷田交差点・武蔵野橋 付近用地買収 多摩大橋架け替え工事	○
71		共同配送等の環境にやさしい輸送体制の導入を事業者に働きかけます	環 境 課	グリーン物流を検討(環境配慮事業者ネットワーク)	○
72		アイドリングストップをはじめとするエコドライブの普及啓発を推進します	環 境 課	庁用車にエコドライブステッカー貼付、「環境フェスタ」にてエコカーの展示	○
73	C1-3	近隣における環境問題に関し、その円滑な解決を図り、必要に応じて関係者との協議や苦情処理及び事務所等への指導を行います	環 境 課	苦情処理【28頁】	○
74		大規模小売店舗の出店における周辺環境対策を推進します	都 市 計 画 課 地 域 開 発 課 産 業 振 興 課 環 境 課 管 理 課	案件がある場合随時実施	○
75		住宅や工場の混在する地区における近隣の環境問題の防止に努めます	環 境 課	苦情処理【28頁】	○
76	C2-1	航空機騒音に関する定期的な測定と監視に努めます	基 地 渉 外 環 境 課	騒音測定 (拝島第二小 他4地点)	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
77	C2-2	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限を関係機関に要請します	基 地 渉 外	飛行制限等の要請(市・市議会→国、都及び基地周辺市町連絡協議会→国・米軍)	○
78		住宅防音工事の対象範囲の拡大をはじめ、補助対象施設の拡大及び補助額の増額など基地周辺環境整備の充実に向け関係機関に要請します	基 地 渉 外 都 市 計 画 課	基地周辺環境整備の要請(市・市議会・都及び基地周辺市町連絡協議会→国)	○
79		学校、その他公共施設の防音・整備を行ない、市民生活の福祉の向上に努めます	教育・庶務課 基 地 渉 外	空調設備工事(つつじが丘北小)	○
80	C2-3	基地周辺自治体と緊密な連携を図り、航空機騒音対策をはじめ環境の保全や健康への影響把握等の諸要請を関係機関に行うなど広域的な取組を積極的に行います	基 地 渉 外	航空機騒音の軽減等基地に起因する諸要請(都及び基地周辺市町連絡協議会→関係機関)	○
81	C3-1	有害化学物質については毒性の評価が不十分なものが多く、それが住民に不安を与える要因になっていることから、関係機関との連携等により適切な情報が提供できるよう努めます	環 境 課	アスベスト対策【28頁】 PRTR法に基づく情報収集 東京都環境確保条例に基づく情報提供【28頁】 化学物質の適正管理【29頁】	○
82	C3-2	ダイオキシン類等の有害化学物質の定期的なモニタリング調査を実施し、その結果を公表します	環 境 課 清掃センター	燃料使用量調査【29頁】 ダイオキシン類調査【30頁】 「昭島市の環境」公表	○
83	C3-3	清掃センター焼却炉の適正な管理に努めます	清掃センター	焼却炉の適正管理	○
84		野焼きの規制を進めます	環 境 課	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止【30頁】	○
85		家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制を進めます	環 境 課	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止【30頁】	○
86	D1-1	ごみ排出量の一層の削減に取り組みます	清掃センター	戸別収集に伴うごみ減量の推進【31頁】	○
87		分別収集を徹底し、ごみ分別の一層の細分化を進めます	清掃センター	戸別収集に伴うごみ減量の推進【31頁】 「ごみ分別の手引き」作成	○
88		ごみ減量のための啓発を進めます	清掃センター	リサイクル展開催(年2回) リサイクル通信発行	○
89		市民や事業者との協力により過剰包装の自粛や量り売り、ばら売り、詰め替え商品の普及に努めます	産 業 振 興 課 生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 清掃センター	大型店、商工会への過剰包装の自粛、店頭回収の要請	○
90		公共施設や大規模集合住宅等における生ごみのコンポスト化を促進します。家庭で用いる生ごみ堆肥化容器の購入補助制度の拡充を図ります	清掃センター 地 域 開 発 課	電動式生ごみ処理機、コンポスト 購入費助成制度	○
91		地域の廃棄物減量等推進員による啓発、指導を進めます	清掃センター	リサイクル展で廃棄物減量等推進員によるごみの分別方法指導等	○
92	D1-2	リサイクルを推進し、ごみの総資源化率の目標値を35%以上とします	清掃センター	リサイクルの推進【31頁】 (ごみの総資源化率36.5%) 「ごみ分別の手引き」の作成	○
93		リサイクル施設を整備し、リサイクルの促進を図ります	清掃センター	環境コミュニケーションセンター建設準備	○
94		市民団体による資源回収活動の推進を図ります。このため、資源回収奨励金交付制度の拡充等に努めます	清掃センター	資源回収活動(105団体)	○

基本的 施 策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
95	D1-2	リサイクル通信の発行やリサイクル展の開催等による市民への啓発を進めます	清掃センター	リサイクル展 リサイクル通信(年1回)	○
96		資源化物の店頭回収への協力を働きかけます	清掃センター	大型店、商工会へ店頭回収品目の拡大を要請	○
97	D1-3	グリーン購入を推進し、リサイクル商品の利用促進を図ります	契約管財課	グリーン購入の調達率の把握 【32頁】	○
98		エコマーク、グリーンマークの商品等、環境に配慮したリサイクル商品の普及・啓発を推進します	契約管財課 環 境 課	「グリーン購入指針」に基づくグリーン調達【32頁】	○
99		公共工事に用いる資材については、再利用品の活用及び再利用に努めます	建 設 課 建 築 課 下 水 道 課 水道・工務課 区画整理課	「ISO14001環境配慮事業チェックリスト」及び「昭島市建設コスト削減に関する行動計画」に基づく再利用品の資材の活用	○
100		市民のリサイクル活動(フリーマーケット、不用品交換会等)を支援します	清掃センター 生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課	フリーマーケット実施(年6回)	○
101	D2-1	電気、ガスなどの省エネルギーに配慮した施策を実践します	環 境 課 契約管財課	環境マネジメントシステムに基づく活動、第二次地球温暖化対策実行計画策定【33頁】	○
102		省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及に努めます	環 境 課	全戸配付のごみ収集カレンダーへの省エネ家計簿の掲載【32頁】	○
103		公共施設の冷暖房温度は、夏は28℃、冬は20℃を目安に設定します	契約管財課	第二次地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【33頁】	○
104		自動車のアイドリングストップなど、エコドライブを励行します	環 境 課	指定作業所(駐車場)届出の際の指導 地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【33頁】	○
105		省エネ型の住宅の建設促進を進め、補助制度の拡充を要請します	都市計画課	1万㎡を超える新築建築物等の環境計画書の提出義務(都)	○
106	D2-2	公共施設での太陽光や太陽熱等の新しいエネルギーの導入に努めます	環 境 課	太陽光発電運用(保健福祉センター)	○
107		太陽光発電や太陽熱利用及びバイオマスエネルギー等、新しいエネルギーの普及と導入の支援を進めます	環 境 課 都市計画課	バイオディーゼル調査・研究	○
108		燃料電池等、クリーンで新しいエネルギーの開発状況をふまえ、その導入や普及に努めます	環 境 課	コジェネレーションシステム運用(武蔵野会館)【32頁】	○
109	D3-1	地球温暖化対策の実施にともない省エネルギー等を推進し、自らの活動により排出される二酸化炭素等の削減に取り組みます	環 境 課	第二次地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【33頁】 チームマイナス6%への参加【33頁】	○
110		温室効果ガスの約89%を占める二酸化炭素の排出を削減するため、国の削減目標値(6%)をふまえた削減目標値を設定し、省エネルギー等によりこの達成に取り組みます	環 境 課	第二次地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムに基づく活動【33頁】	○
111	D3-2	フロンの回収を継続的に実施し、フロンを適切に処理します	清掃センター	家電リサイクル法による対応	○
112	D3-3	地球温暖化対策の一環として、森林を守り増やす活動への広域的協力に努めます	環 境 課	奥多摩・昭島市民の森事業【33頁】	○
113	D3-4	地球環境の保全に取り組むための身近な手引書や環境家計簿の作成に取り組みます	環 境 課	省エネファミリー登録制度【32頁】	○
114		イベントの開催等により地球環境の保全の意識の啓発に努めます	環 境 課	環境意識の啓発活動 (消費生活展等への環境ブース出展)【34頁】 環境フェスタ【34頁】	○

基本的 施策		取 組 施 策	担当課	実施状況 【 】内の頁は、事業実施報告の頁を示す	実施
115	E1-1	市民参加で地域環境の学習のテキストを作成します	環 境 課	環境フォーラムによる環境マップの作成(井戸水、地下水、湧水)	○
116		地域環境に関する親しみやすい視覚教材を作成します	環 境 課	風力・太陽光発電の教材設置(富士見丘小)	○
117		植物への名札付けの定期的な実施や自然観察会等、環境に関する体験的な学習を推進します	環 境 課 指 導 室	水辺の楽校推進事業【12頁】	○
118	E1-2	環境学習において、学校と地域の人材の交流を図ります。市民や教師の自主的な交流を支援し、学校における環境学習に地域の人材(教育活動支援者)を活用します	指 導 室	学校の体験型環境学習【35頁】 (学習指導支援者の活用)	○
119		学校と地域が連携して、自然体験や農業体験等のような校外学習における体験型環境学習の機会を創出します	指 導 室	学校の体験型環境学習【35頁】	○
120		ピオトープの創出等の地域における環境活動において学校と地域の連携による取組を支援します	指 導 室 環 境 課	ピオトープ (成隣小、拝島第二小、富士見丘小)	○
121	E1-3	環境学習を行う場づくりを進めます	環 境 課 社 会 教 育 課 公 民 館	環境学習【35頁】 (環境学習講座、フォローアップ講座、) 昭島市民講座(公開講座)	○
122		自然観察施設をはじめとする体験型学習施設の設置に努めます	環 境 課 社 会 教 育 課	水辺の楽校 奥多摩・昭島市民の森	○
123		水とみどりなどの自然学習コースの整備を図ります	環 境 課	水辺の散歩道【11頁】	○
124	E1-4	節水、ごみの減量化とリサイクル、省エネルギーについての体験型学習の推進に努めます	清掃センター 水道・工務課 環 境 課 指 導 室	施設見学会(清掃センター、水道部)【11頁】 キッズISO(環境課)【36頁】 みんなで実行ISO(21校)	○
125	E2-1	地域の環境の実態についての情報を充実して定期的に提供します	環 境 課	「昭島市の環境」発行【37頁】	○
126		情報の提供とコミュニケーションのためのシステムづくりを進めます	環 境 課	環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】	○
127		地域の環境の現況や活動のための人材等に関する情報バンクの整備を進めます	環 境 課	環境コミュニケーションセンター 整備計画	○
128	E2-2	環境に関する市民参加活動の中で、市民相互の連絡や市との連携のできる施設ともなる交流の場づくりを進めます	生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 環 境 課	環境コミュニケーションセンター 整備計画	○
129	E2-3	環境に関する市民参加活動を進める環境指導者の養成を図ります	環 境 課	環境学習講座によるリーダーの養成【35頁】	○
130	E3-1	市民や市民団体(NPOを含む)及び事業者との連携・協力関係を育てます	生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 環 境 課	環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】	○
131		市民や事業者の身近な参加機会を積極的に創出するよう努めます	生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 環 境 課	環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】	○
132		市民との協働による環境づくりを継続し、パートナーシップが形成されるよう努めます	生 活 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 環 境 課 建 設 課	水辺の楽校推進事業【12頁】	○
133	E3-2	公共施設での環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得を積極的に進めるとともに、事業者にも自主的に認証取得するよう理解を求めます	環 境 課 産 業 振 興 課 水道・業務課	ISO14001環境マネジメントシステム推進事業【37頁】 環境配慮事業者ネットワーク推進【37頁】	○
134		環境行政を効果的に進めるため、環境保全施策の費用と効果の把握に努め、環境会計の導入に取り組みます	環 境 課 財 政 課	環境会計調査研究	○

(A) 基本目標 水と自然を大切にすま

5 事業実施報告

平成19年度に実施した主な事業の報告です。

施策の基本的方向 (1) 多摩川の自然を守る

◆ 基本的施策 : 河川敷の清掃・美化 (A 1 - 3)

事業名	多摩川クリーン作戦
担当課	都市整備部 管理課、環境部 環境課

多摩川を大切にすま心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めるため、多摩川クリーン作戦として、一斉清掃を行いました。

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実 施 月 日	5月18日	4月11日	4月10日	4月16日	5月13日
参 加 人 員	2,515名	2,770名	2,306名	2,582名	2,750名
収集した廃棄物量	2,020kg	3,440kg	3,620kg	3,710kg	2,810kg

※ 平成14年度は雨天のため中止になりましたが、平成15年度から予備日を設け、実施しています。

残堀川についても市民参加による「クリーンアップ作戦」を東京都と協力して、11月17日に実施しました。

施策の基本的方向 (2) 崖線、湧水、水辺を大切にすま

◆ 基本的施策 : 崖線の保全・湧水の保全・玉川上水の保全 (A 2 - 1)

事業名	保存樹木等補助
担当課	環境部 環境課

平成17年度からは、保存樹林を除く保存樹木の補助を廃止し、新たに保存樹木のせん定補助制度を導入しました。なお、年々緑地等が減少してきているなかで、樹林地の公有化など、機会を捉え東京都などに要望しています。

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保 存 樹 木	175本	171本	177本	168本	150本
せん定	-----	-----	10本	15本	12本
保 存 樹 林	13,035㎡	13,035㎡	12,449㎡	11,397㎡	8,447㎡

事業名	雨水浸透施設設置費補助
担当課	都市整備部 下水道課

湧水等の保全を図るため、雨水浸透施設設置費補助を行い、雨水の地下への浸透を図りました。

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
補 助 件 数	6件	5件	6件	2件	7件

(A) 基本目標 水と自然を大切にすまち

事業名	水辺の散歩道
担当課	都市整備部 管理課 、 環境部 環境課

昭和用水沿いに完成した「水辺の散歩道」は、市とアダプト制度で活動している市民や、ホテルの育成・保護を行っている団体などの協働により市内に残された水辺の自然環境を保全し、水辺や緑に親しめる憩いの場として利用されています。



水辺の散歩道

施策の基本的方向 (3) 地下水を守る

◆ 基本的施策 : 節水や水の再利用の推進 (A 3 - 2)

事業名	節水のための啓発活動
担当課	水道部 工務課

地下水100%の水道水を維持するために、施設見学会や水道週間等を通じ、節水普及啓発活動を行いました。

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
施 設 見 学 会	23回	24回	22回	31回	22回
出 前 講 座	6回	6回	5回	1回	1回
広 報 掲 載	3回	2回	----	2回	2回

事業名	雨水貯留槽設置助成
担当課	水道部 工務課

自然な水の循環を図るために、雨水を貯留し利用する貯留施設を設置する方に、設置に要する費用の助成を行いました。

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
雨 水 貯 留 槽	4件(4台)	4件(4台)	26件(32台)	9件(13台)	24件(32台)

※ 雨水貯留槽の補助件数のうち () 書きは設置台数です。

(A) 基本目標 水と自然を大切にするまち

◆ 基本的施策 : 地下水の涵養 (A 3 - 3)

事業名	透水性舗装実施事業
担当課	都市整備部 管理課

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
市道、私道舗装	-----	1,279㎡	3,335㎡	4,886㎡	1,553㎡
駐車場舗装	-----	-----	-----	-----	-----
バス停留場舗装	87㎡	-----	-----	-----	-----

施策の基本的方向 (4) 生き物とみどりを育む

◆ 基本的施策 : 生態学的な実態調査の実施 (A 4 - 1)

事業名	水辺の楽校推進事業
担当課	環境部 環境課

「あきしま水辺の楽校」エリアを利用し、あきしま水辺の楽校運営協議会（市民、市、国土交通省）が多摩川の自然観察会などを開催し、多摩川の自然などについて、楽しく学びました。

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
内 容	① 魚捕りと投網体験 (子ども 36 名参加) ② カヌー教室 (悪天候のため中止) ③ 化石探し (子ども 39 名参加)	① 魚捕りと投網体験 (子ども 32 名参加) ② カヌー教室 (子ども 22 名参加) ③ 魚釣り入門 (子ども 21 名参加)	① 親子で楽しむ魚捕り大会 (子ども 21 名参加) ② 親子で楽しむ魚釣り大会 (台風の被害を受け中止)



親子で楽しむ魚捕り大会



台風の被害を受けた水辺の楽校

(B) 基本目標 みどりとふれあう文化のまち

施策の基本的方向 (2) まちのみどりを守り育てる

◆ 基本的施策 : 緑化の推進 (B2-2)

事業名	生け垣等造成補助
担当課	環境部 環境課

民有地の緑化を図るために、生け垣造成補助を行うことで敷地内の緑化推進を図りました。なお、屋上緑化については、広報紙やイベントで周知を図ったものの申請者はありませんでした。

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成 19 年度
生 垣 造 成	6件	2件	9件	2件	2 件
屋 上 緑 化	2件	0件	0件	0件	0 件

事業名	花の応援事業
担当課	環境部 環境課

花植えボランティアの協力を得て、春と秋の年2回、駅前花壇、市道植栽ますなどに季節の花を植え、まちを花で飾りました。

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成 19 年度
花 の 種 類	ポーチュラカ マリーゴールド ナデシコ ペゴニア パンジー アリッサム ストック	ポーチュラカ マリーゴールド ペンタス ペゴニア パンジー ノースポール	ポーチュラカ マリーゴールド ペゴニア パンジー ノースポール アリッサム	マリーゴールド ニチニチソウ ペゴニア パンジー ノースポール
株 数	18,080 株	18,224 株	18,500 株	22,000 株



《 花植え 》

写真 上 : 保健福祉センター前
写真下左 : 昭島駅南口
写真下右 : 市民会館・公民館



(B) 基本目標 みどりとふれあう文化のまち

◆ 基本的施策 : 環境の美化 (B2-3)

事業名	啓発活動の実施
担当課	環境部 環境課

清潔で快適な地域環境をつくるため、路上での歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止の徹底を図ることを目標に掲げ、たばこを吸う人も吸わない人も共に未成年者の喫煙を防止し、吸わない人にも理解される喫煙マナーの向上を呼びかけました。

喫煙マナーアップキャンペーン実施状況

実施日	実施場所	参加人数
11月11日(日)	昭島市民会館(産業まつり会場)及び周辺道路	21人

啓発看板等設置状況

設置物	設置数
路面シート	16枚
マナー看板	157枚



路面シート



喫煙マナーアップキャンペーン

事業名	市内クリーン運動
担当課	環境部 環境課

自治会、事業者をはじめ様々な団体、個人がボランティア清掃活動に取り組んでいるなかで、ごみのポイ捨てをしない美化意識の高揚を図る取組として、各自治会や団体の協力を得て、11月25日に市内のクリーン運動を実施しました。

市内クリーン運動実施状況

参加団体数	参加人数	収集されたごみの量
自治会65 別日程等で実施6自治会	2,776人	1,760kg

(B) 基本目標 みどりとふれあう文化のまち

施策の基本的方向 (3) 農地・用水を維持する

◆ 基本的施策 : 農地の保全と農産物の生産確保 (B 3 - 1)

事業名	親子農業体験教室
担当課	市民部 産業振興課

農地は、農産物を供給する場です。消費者と市民がふれあう都市農業を推進するために、農作業体験として親子米づくり教室等を実施しました。

事業名 \ 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
親子農業体験教室	20組の親子	----	----	----	----
親子米づくり教室	20組の親子	22組の親子	20組の親子	20組の親子	20組の親子



親子水田農業体験教室

事業名	農ウオーク
担当課	市民部 産業振興課

都市農業への理解を深めると共に地場産農畜産物をアピールし、消費者・市民とふれあう都市農業を推進するために「農ウオーク」を実施しました。野菜畑・果樹園・わさび田・花卉温室等を生産者と一緒に巡り、収穫体験や地場産農畜産物を使った昼食を味わいました。

事業名 \ 年度	平成18年度	平成19年度
農ウオーク	26人	31人



農ウオーク

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

施策の基本的方向 (1) 生活環境を守る

◆ 基本的施策：定期的な大気、水質、騒音等のモニタリング調査の実施(C1-1)

事業名	大気調査 (※ 環境基準は57頁参照)
担当課	環境部 環境課

市内で交通量の多い国道16号線小荷田交差点での一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び窒素酸化物の定期的な大気モニタリング調査を行いました。

(1) 一酸化炭素 (CO)

- 調査方法 大気中の一酸化炭素自動計測器を使用し、非分散赤外線吸収法により短期的評価を行いました。短期的評価とは、連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

《小荷田交差点》

【5月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日は、ありませんでした。調査期間中の一酸化炭素(CO)濃度は0.3 ppmから1.2 ppmの範囲で変動し、5月19日(土)の21時～22時に期間最高値を記録しました。時間平均値の変動は、朝と夕方の通勤時間帯に緩やかなピークが見られました。

【12月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日は、ありませんでした。調査期間中の一酸化炭素濃度0.3 ppmから1.3 ppmの範囲で変動し、12月12日(水)の8時～9時及び、9時～10時に期間最高値を記録しました。時間平均値の変動は、朝と夕方の通勤時間帯に顕著なピークが見られました。

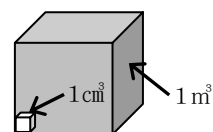
一酸化炭素測定結果 (小荷田交差点)

(単位:ppm)

項目 月日	一酸化炭素(CO)		
	最小値	最大値	平均値
5月19日(土)	0.3	1.2	0.7
5月20日(日)	0.3	0.7	0.5
5月21日(月)	0.3	0.8	0.4
5月22日(火)	0.3	1.0	0.4
5月23日(水)	0.3	0.7	0.4
5月24日(木)	0.4	0.9	0.6
5月25日(金)	0.4	1.1	0.7

項目 月日	一酸化炭素(CO)		
	最小値	最大値	平均値
12月7日(金)	0.3	1.1	0.6
12月8日(土)	0.4	1.0	0.7
12月9日(日)	0.5	0.8	0.6
12月10日(月)	0.3	1.2	0.6
12月11日(火)	0.4	1.2	0.7
12月12日(水)	0.4	1.3	0.7
12月13日(木)	0.5	1.0	0.7

※ ppm … 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmといいます。たとえば、二酸化硫黄が1ppmとは、空気1m³中に二酸化硫黄が1cm³含まれる場合をいいます。



一酸化炭素測定短期的評価 (小荷田交差点)

	有効測定日数	測定時間	日平均値	8時間平均値が20ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続の有無	環境基準の短期的評価を超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有× 無○)	(日)
5月	7	168	0.5	0	0	0	0	1.2	○	0
12月	7	168	0.7	0	0	0	0	1.3	○	0

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

・調査方法 β 線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で行いました。

《小荷田交差点》

【5月の調査結果】

環境基準を超えた日は、ありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、 $0.000\text{mg}/\text{m}^3$ から $0.097\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲で変動し、5月25日(金)の6時から7時に期間最高値を記録しました。

【12月の調査結果】

環境基準を超えた日は、ありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、 $0.000\text{mg}/\text{m}^3$ から $0.088\text{mg}/\text{m}^3$ の範囲で変動し、12月11日(金)の19時から20時に期間最高値を記録しました。

浮遊粒子状物質測定結果 (小荷田交差点)

(単位: mg/m^3)

項目 月日	浮遊粒子状物質 (SPM)			項目 月日	浮遊粒子状物質 (SPM)		
	最小値	最大値	平均値		最小値	最大値	平均値
5月19日(土)	0.023	0.092	0.046	12月7日(金)	0.000	0.081	0.020
5月20日(日)	0.000	0.029	0.006	12月8日(土)	0.006	0.070	0.027
5月21日(月)	0.002	0.034	0.016	12月9日(日)	0.002	0.047	0.018
5月22日(火)	0.004	0.058	0.027	12月10日(月)	0.000	0.065	0.017
5月23日(水)	0.013	0.093	0.041	12月11日(火)	0.000	0.088	0.036
5月24日(木)	0.022	0.092	0.049	12月12日(水)	0.000	0.067	0.030
5月25日(金)	0.016	0.097	0.050	12月13日(木)	0.006	0.064	0.034

浮遊粒子状物質測定短期的評価 (小荷田交差点)

	有効測定日数	測定時間	日平均値	1時間平均値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続の有無	環境基準の短期的評価を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(有× 無○)	(日)
5月	7	168	0.033	0	0	0	0	0.097	○	0
12月	7	168	0.026	0	0	0	0	0.088	○	0

(3) 窒素酸化物 (NOx)

・調査方法 化学発光法の測定装置を使用し、調査を行いました。

《小荷田交差点》

【5月の調査結果】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。

時間平均値の変動は、一次物質である一酸化窒素濃度は朝の通勤時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は緩やかに上昇する傾向がみられました。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

【12月の調査結果】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。

時間平均値の変動は、一酸化窒素濃度は朝夕の通勤時間帯に急激に上昇し、二酸化窒素濃度はあまり変動がみられませんでした。

窒素酸化物測定結果（小荷田交差点）

（単位：ppm）

項目 月日	一酸化窒素(NO)5月		
	最小値	最大値	平均値
5月19日(土)	0.002	0.213	0.096
5月20日(日)	0.009	0.095	0.029
5月21日(月)	0.003	0.179	0.056
5月22日(火)	0.004	0.231	0.059
5月23日(水)	0.006	0.157	0.049
5月24日(木)	0.004	0.165	0.088
5月25日(金)	0.027	0.268	0.168

項目 月日	一酸化窒素(NO)12月		
	最小値	最大値	平均値
12月7日(金)	0.046	0.298	0.129
12月8日(土)	0.025	0.217	0.109
12月9日(日)	0.017	0.066	0.037
12月10日(月)	0.028	0.257	0.128
12月11日(火)	0.058	0.275	0.150
12月12日(水)	0.068	0.354	0.148
12月13日(木)	0.056	0.315	0.170

項目 月日	二酸化窒素(NO ₂)5月		
	最小値	最大値	平均値
5月19日(土)	0.018	0.079	0.052
5月20日(日)	0.008	0.047	0.023
5月21日(月)	0.017	0.065	0.031
5月22日(火)	0.021	0.060	0.033
5月23日(水)	0.017	0.066	0.039
5月24日(木)	0.026	0.101	0.059
5月25日(金)	0.026	0.067	0.050

項目 月日	二酸化窒素(NO ₂)12月		
	最小値	最大値	平均値
12月7日(金)	0.021	0.086	0.046
12月8日(土)	0.024	0.063	0.042
12月9日(日)	0.014	0.036	0.022
12月10日(月)	0.017	0.079	0.044
12月11日(火)	0.023	0.078	0.048
12月12日(水)	0.019	0.068	0.046
12月13日(木)	0.020	0.065	0.042

項目 月日	窒素酸化物(NO _x)5月		
	最小値	最大値	平均値
5月19日(土)	0.019	0.271	0.148
5月20日(日)	0.021	0.142	0.051
5月21日(月)	0.020	0.235	0.088
5月22日(火)	0.028	0.291	0.092
5月23日(水)	0.031	0.199	0.088
5月24日(木)	0.037	0.246	0.146
5月25日(金)	0.053	0.335	0.218

項目 月日	窒素酸化物(NO _x)12月		
	最小値	最大値	平均値
12月7日(金)	0.068	0.383	0.175
12月8日(土)	0.052	0.280	0.152
12月9日(日)	0.034	0.103	0.060
12月10日(月)	0.045	0.320	0.173
12月11日(火)	0.081	0.352	0.198
12月12日(水)	0.087	0.402	0.195
12月13日(木)	0.080	0.376	0.212

	一酸化窒素(NO)			
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
5月	7	168	0.078	0.268
12月	7	168	0.125	0.354

	二酸化窒素(NO ₂)			
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
5月	7	168	0.041	0.101
12月	7	168	0.042	0.086

	窒素酸化物(NO _x)				
	測定 日数	測定 時間	日平均値	1時間値の 最高値	日平均値 NO ₂ NO+NO ₂ × 100
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(%)
5月	7	168	0.119	0.335	34.5
12月	7	168	0.166	0.402	25.1

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	自動車交通騒音調査（※ 環境基準は59頁参照）
担当課	環境部 環境課

自動車交通による騒音の状況を把握するため、騒音が顕著とみられる10地点で騒音測定を行いました。測定については、集音マイクを通して自動計測する機器によって24時間連続の3日間で行い、等価騒音レベルで算出しました。なお、調査期間中、昼（6時から22時）の時間区分では、1地点で要請限度を超えていました。夜（22時から6時）の時間区分では、2地点で要請限度を超えていました。

また、10地点のうち2地点については、突発的な事故による操作不良により欠測になりました。

なお、交通騒音調査結果については次のとおりです。

自動車交通騒音調査測定結果

（等価騒音レベル 単位: dB）

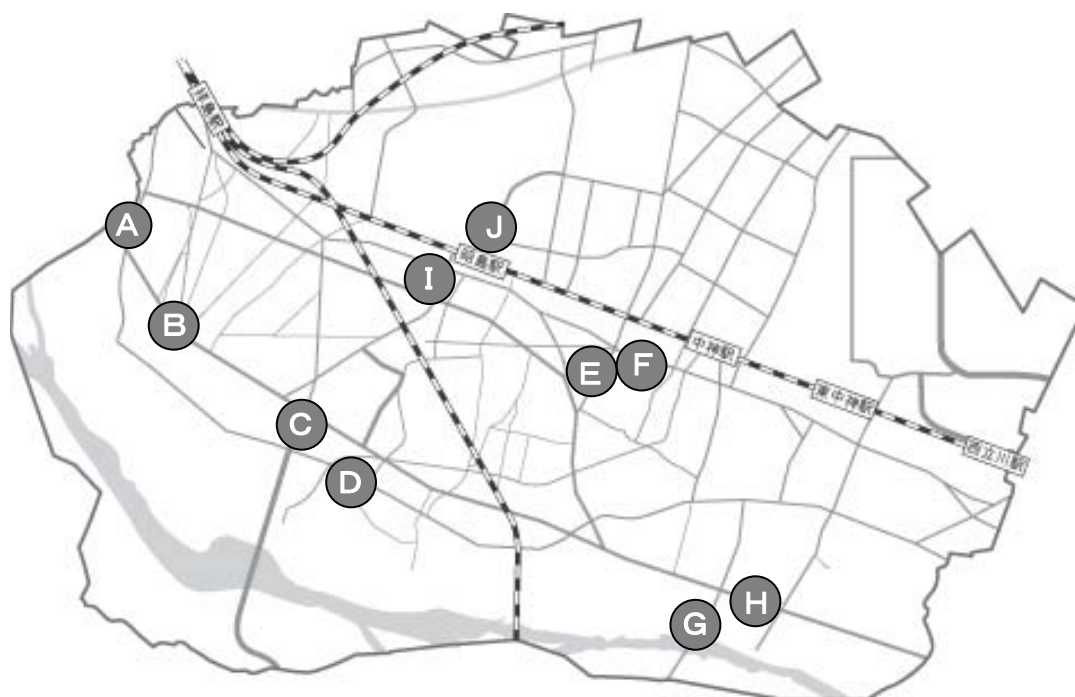
地点	道路名	所在地	測定期間	時間区分 別平均値 (昼)	時間区分 別平均値 (夜)	用途地域	車線数	要請限 度区域	要請限度 昼 : 夜
A	国道16号線	緑町5-19	H20.1.22～ H20.1.24	67.8	68.7	準住居地域	3	b	75 : 70
B	国道16号線	緑町4-26	H19.6.26～ H19.6.28	75.1	74.5	準住居地域	5	b	75 : 70
C	国道16号線	田中町2-28	H19.10.16～ H19.10.18	69.5	70.1	準住居地域	5	b	75 : 70
D	主要地方道29号線	田中町2-16	H20.3.11～ H20.3.13	64.0	61.3	第1種中高層 住居専用地域	2	a	75 : 70
E	都道162号線	昭和町3-6	H19.11.6～ H19.11.8	70.5	68.8	第1種中高層 住居専用地域	2	a	75 : 70
F	市道17号線	朝日町4-23		66.0	62.9	近隣商業地域	2	c	75 : 70
G	都道59号線	福島町3-23	H20.1.29～	欠測	欠測	第1種中高層 住居専用地域	4	a	75 : 70
H	主要地方道29号線	福島町3-22	H20.1.31	69.0	67.9	準住居地域	4	b	75 : 70
I	市道27号線	松原町1-2	H20.2.19～	70.8	67.0	第1種住居地域	3	b	75 : 70
J	市道16号線	田中町584-14	H20.2.21	欠測	欠測	工業地域	3	c	75 : 70

※ 要請限度とは、自動車騒音がこの限度を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できる騒音限度を言います。（60頁「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」を参照。）

※ 等価騒音レベルとは、一定時間内の騒音の総エネルギーの時間平均値をレベルで表示するもので、単位はデシベル（dB）で表します。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

自動車交通騒音調査位置図



事業名	光化学スモッグの周知（※ 発令基準は62頁参照）
担当課	環境部 環境課

東京都が発令基準に従って光化学スモッグ注意報などを発令すると、昭島市は、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき、市内116ヶ所に連絡を入れることにより、光化学スモッグ注意報などの掲示板を掲出するなどして、市民の皆さまにお知らせをしています。また、自治体情報携帯サイトを利用し、昭島市からの重要なお知らせとして、登録されている市民の皆さまへのメール配信も併せて行いました。

平成19年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で17日、昭島市の属する多摩中部地域は11日でした。また学校情報提供日数は20日でした。

なお、警報の発令及び昭島市内での被害届はありませんでした。

光化学スモッグ注意報発令日数

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
都内全域	8	18	22	17	17
多摩中部	6	12	11	14	11

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	公共用水域水質調査（※公共用水域水質調査結果は42頁参照、水質の説明は62頁参照）
担当課	環境部 環境課

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。平成19年度は、多摩川を6回、多摩川を除く公共用水域を2回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の2区17市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年2回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

(1) 採水地点 水質調査位置図 参照

(2) 調査結果の概要

① 多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点は、次のとおりです。

なお、健康項目では異常ありませんでした。

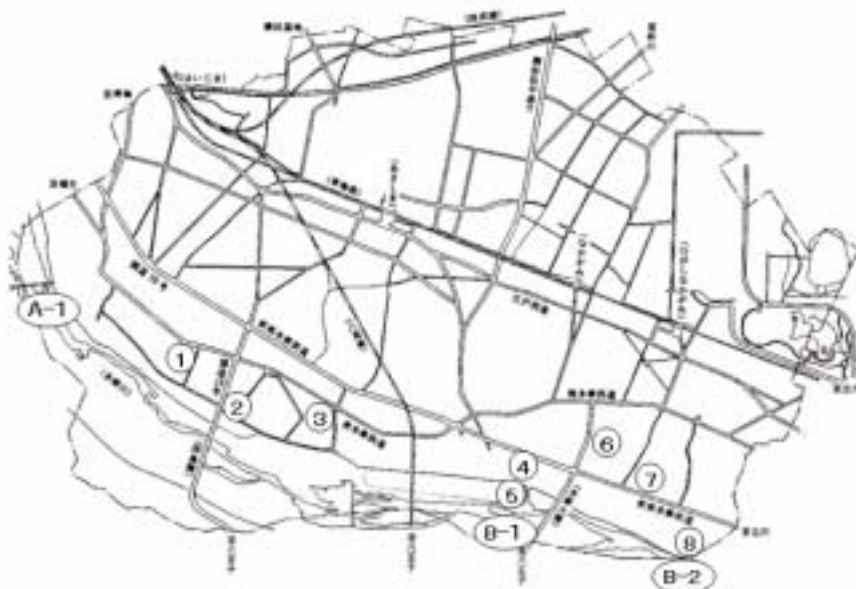
	大腸菌群数
立 川 境	2 検体

② 多摩川を除く公共用水域

基準はありませんが、次の地点で高い値を示しました。

	生物化学的酸素要求量(BOD)
多摩川上流排水樋管	1 検体
野水堀排水樋管	1 検体

水質調査位置図



多摩川	A-1	昭和用水引込口
	B-1	多摩大橋下(上流)
	B-2	立川境
多摩川を除く公共用水域	1	玉川上水拝島分水路
	2	西部下水
	3	田中堀
	4	昭和用水
	5	多摩川上流排水樋管
	6	中沢堀
	7	中沢堀昭和用水合流
	8	野水堀排水樋管

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	多摩川底生生物調査 (※ 出現種分類学的調査結果等は48頁参照、多摩川底生生物の説明は64頁参照)
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調べ、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を実施し、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

(1) 調査地点

多摩川 : 拝島橋上流

多摩川 : 多摩大橋下流

(2) 調査年月日

第1回 : 夏期調査(平成 19 年 8 月 21 日)

第2回 : 冬期調査(平成 20 年 1 月 10 日)

(3) 調査方法

河床に30cm×30cmのコドラート(金属方形枠)を設置し、下流側にDフレームサーバーネットを置いてコドラート内に生息する生物を採取します。この操作を1調査地点につき4カ所実施し、採取した生物を10%中性ホルマリンにて固定保存したものを試料とします。

持ち帰った試料は、プランクトンネットに入れて水道水でホルマリンを洗い流した後、肉眼及び実体顕微鏡(10～40倍)により各生物種の同定を行い、種別に個体を計数します。

(4) 地点別調査結果

① 拝島橋上流

調査地点は、昭和用水引込口直下で多摩川に秋川が合流する下流部であり、右岸側は秋川・左岸側は多摩川本流の水質となっています。この地点は、中州が多く幾つかの川筋に分かれています。

出現する底生生物は、比較的きれいな水域に生息する種が多く確認される地点であり、今年度の調査では安定した多様な生物相が確認されました。

夏期調査(平成19年8月21日)

出現種数は、蜉蝣目16種、蜻蛉目1種、セキ翅目3種、毛翅目10種、鞘翅目5種、双翅目6種、その他動物8種でありました。

また、生物学的水質判定の結果は、すべての判定において貧腐水性水域(きれいな水域)でありました。

冬期調査(平成20年1月10日)

出現種数は、蜉蝣目15種、蜻蛉目1種、セキ翅目4種、毛翅目9種、鞘翅目3種、双翅目3種、その他動物3種でありました。

また、生物学的水質判定の結果は、すべての判定において貧腐水性水域(きれいな水域)でありました。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

② 多摩大橋下流

調査地点は、平瀬で左岸上流部より多摩川上流水再生センターの放流水が流入しており、出現した底生生物は、きれいな水域に生息する種と、汚濁した水域にも生息できる種が多く確認されました。

夏期調査（平成19年8月21日）

出現種数は、蜉蝣目12種、蜻蛉目1種、セキ翅目2種、毛翅目5種、鞘翅目3種、双翅目7種、その他動物3種でありました。

また、生物学的水質判定の結果は、優占種法である α -中腐水性水域（汚れている水域）、Beak-Tsuda法とkolkwitz法で貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法で β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）でありました。

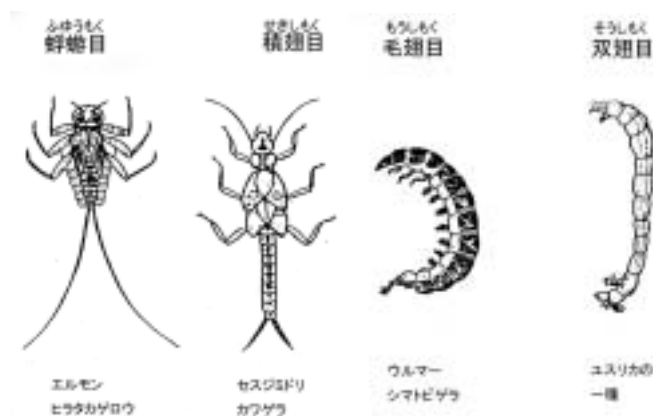
冬期調査（平成20年1月10日）

出現種数は、蜉蝣目15種、セキ翅目4種、毛翅目6種、鞘翅目4種、双翅目5種、その他動物4種でありました。個体数が夏期調査よりかなり減少傾向にありました。

また、生物学的水質判定の結果は、Beak-Tsuda法とkolkwitz法で貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法で β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）でありました。

(5) まとめ

下流部の多摩大橋下流地点は、下水処理水の流入があり、上流の拝島橋上流地点で多く出現する『きれいな水域』に生息する種から『きたない水域』にも生息する種まで多くの種が存在する水域があります。過去の結果から蜉蝣目（カゲロウ）やセキ翅目（カワゲラ）が毎回出現していることから『きれいな水域』に生息する種が定着していると思われます。しかし、出現率や出現個体数は、安定していないため、この地点でのモニタリングは重要であると思われ、また、この地点は右岸側と左岸側とで生物相の違いが大きいため、採取には十分な注意が必要です。



(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	多摩川魚類調査
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

(1) 調査場所

拝島橋上流
多摩大橋付近

(2) 調査方法

調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、有害物質含有量の分析のため魚体を破碎し、その一部を分析しました。

(3) 調査年月日

平成19年10月11日

多摩川魚類有害物質含有量分析調査結果 (単位：mg/kg)

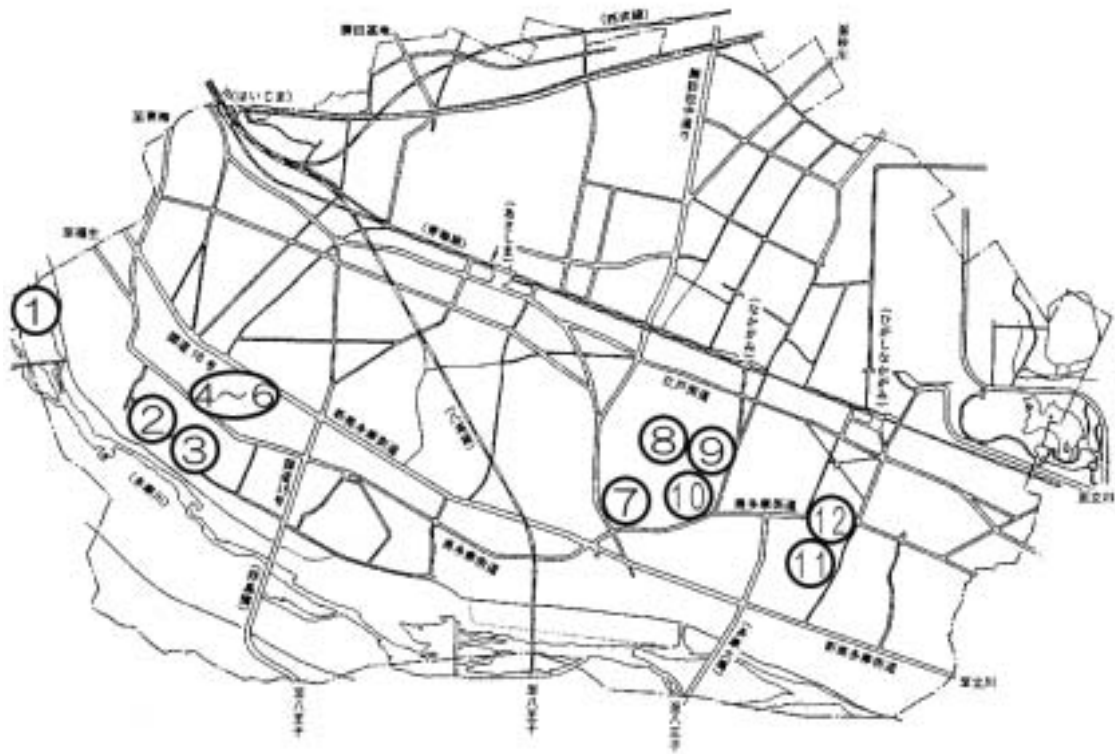
調査地点	分析項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
拝島橋上流	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.023	0.025	0.110
	PCB	0.02	<0.01	0.02
多摩大橋付近	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.022	0.022	0.100
	PCB	0.17	<0.01	0.03

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	湧水調査（※湧水量及び湧水水質分析調査は49頁参照、湧水の説明は65頁参照）
担当課	環境部 環境課

市内12ヶ所の湧水の状況を把握するため、年2回湧水量等の調査を行っています。そのうち、湧水量の多い3ヶ所(龍津寺・拝島大師・諏訪神社)について水質分析調査を行いました。

湧水量調査位置図



①	都営拝島団地下	⑦	諏訪神社
②	龍津寺	⑧	鈴木理夫宅
③	花井の井戸	⑨	熊野神社
④	拝島公園	⑩	福巖寺
⑤	おねいの井戸	⑪	広福寺
⑥	拝島大師	⑫	井戸出の清水

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	地下水揚水量調査（※調査結果は53頁参照、規制の説明は65頁参照）
担当課	環境部 環境課

揚水機の出力が300Wを超える施設の設置者は、揚水量を毎年報告することが義務づけられています。

平成19年度の市内の井戸からの総揚水量は、約15,735,000 m^3 であり、平成18年度との比較では、約43,000 m^3 減少しました。これは平成18年度に比べ平成19年度は多くの事業所で揚水量が減少したことによるものです。

しかし、平成18年度に引き続き平成19年度も地下水揚水施設を開始した事業所があるため、事業所数としては増加傾向にあります。

事業名	工場排水調査
担当課	環境部 環境課

河川などへ排水している工場のうち、東京都環境確保条例で規制されている物質を使用する工場について、年4回排水調査を行っています。

平成19年度の項目別検体数は20検体あり、20検体すべてが基準に適合していました。

工場排水項目別適合率

区分 項目	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率
水 温	4	4	100	4	4	100	4	4	100
水 素 イ オ ン 濃 度	4	4	100	4	4	100	4	4	100
生物化学的酸素要求量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
浮 遊 物 質 量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
ノルマルヘキサン抽出物質	4	4	100	4	4	100	4	4	100
亜 鉛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六 価 ク ロ ム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	20	20	100	20	20	100	20	20	100

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	井戸水水質調査
担当課	環境部 環境課

昭島市は、地下水100パーセントの水道水を供給しており、昭島市民にとっては貴重な資源となっているため、地下水保全事業に取り組むことは大変重要なことです。また、地下水の水質を調査することは、昭島市の土壌環境を把握するうえにおいても、大切な調査の一つと考えています。そこで、環境課では平成18年度・平成19年度の2カ年に亘り井戸水の水質調査を実施することとし、平成19年度においては、主に市内東側地区を中心とした43本の井戸を基本調査項目に基づき実施しました。

土壌環境を把握するには、広範囲に亘り、さらに詳細な調査を実施することが必要となります。そこで、基本調査項目の他に追加調査項目を定め、井戸43本のうちから5本の井戸を抽出測定点としてより詳細な水質調査も併せて実施しました。

なお、基本調査項目及び詳細調査項目に基づく調査結果は以下のとおりです。

○基本調査項目による井戸水水質調査結果

(単位：本)

調査区分	調査協力井戸（一般）		調査協力井戸（事業所等）	
	適合	不適合	適合	不適合
委託調査	19	15	7	2

※ 上記、結果表に示す不適合とは、基本調査項目において1項目でも水質基準値を超えている井戸数を示しているものであり、洗濯やトイレなどの生活用水として利用することには問題ありません。

基本調査項目とは・・・

1. 外観（色相）
2. 色度
3. 濁度
4. 臭気
5. PH値
6. 硝酸性及び亜硝酸性窒素
7. 塩化物イオン
8. TOC（全有機炭素）
9. 一般細菌
10. 大腸菌

○詳細調査項目による井戸水水質調査結果

(単位：本)

調査区分	調査協力井戸（一般）		調査協力井戸（事業所等）	
	適合	不適合	適合	不適合
委託調査	2	0	3	0

詳細（追加）調査項目とは・・・

- | | |
|------------------|----------------------|
| 11. カドミウム | 21. cis-1,2-ジクロロエチレン |
| 12. シアン化物イオン | 22. 1,1,1-トリクロロエタン |
| 13. 鉛 | 23. 1,1,2-トリクロロエタン |
| 14. 六価クロム | 24. トリクロロエチレン |
| 15. ヒ素 | 25. テトラクロロエチレン |
| 16. 総水銀 | 26. 1,3-ジクロロプロペン |
| 17. ジクロロメタン | 27. ベンゼン |
| 18. 四塩化炭素 | 28. セレン |
| 19. 1,2-ジクロロエタン | 29. フッ素 |
| 20. 1,1-ジクロロエチレン | 30. ホウ素 |

《災害対策用井戸としての活用に向けた今後の対応は・・・》

地下水保全事業として、平成18年度から2カ年に亘って実施してきた井戸につきましては、今後、災害時に生活用水として活用させていただくよう、今回、水質調査にご協力いただきました所有者の方々から、利用方法等についてご意見等を伺う中で、災害対策用井戸の活用に向けた防災事業として検討して参りたいと考えております。

従いまして、本調査における井戸水の水質調査結果については、防災課へ情報の提供をいたします。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

◆ 基本的施策：近隣における環境問題への対応(C1-3)

事業名	苦情処理（※苦情処理件数は54頁参照）
担当課	環境部 環境課

申し立てられた苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右される内容が多いため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいものも多く、各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。平成19年度の苦情処理件数は、124件で平成18年度より4件増加しました。

苦情の内容も複雑になっており、初動対応で解決するものばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すことも多くあります。

施策の基本的方向（3）有害化学物質から健康を守る

◆ 基本的施策：適正な情報の収集と提供(C3-1)

事業名	アスベスト対策
担当課	環境部 環境課

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、耐火性、耐熱性、防音性、電気絶縁性などの特性を有しており、安価な工業材料であることから、様々な用途に利用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、極めて細いため、浮遊しやすく吸入されやすい特徴があり、飛散したアスベスト繊維を長期間、大量に吸入することによる健康への影響が明らかになっております。また、アスベストの用途は3,000種類以上に上るといわれておりますが、その9割以上が建築資材の原料として使用されている実態にあります。

市では、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づき、吹付けアスベスト及びアスベスト保温材を使用している建築物の解体・改修工事などを行う場合には、事前の届出や、立川労働基準監督署及び東京都多摩環境事務所と市による立ち入り検査を通じて、アスベストの飛散防止の徹底を図りました。

なお、平成19年度において、届出のあった特定粉じん排出等作業実施届出書は10件でした。（昭島市届出3件、東京都多摩環境事務所届出7件）

また、平成19年度においては、国内で使われていないとされていた「トレモライト」など3種類のアスベスト（※1）が東京都内の保育園などの公共施設で検出されていることが判明しました。このため、国及び東京都においてはアスベスト再調査などの対策を始めたところであります。

本市におきましては、既に、飛散性の著しく高い「吹付けアスベスト」（※2）については、厚生労働省通達等に基づき専門機関による分析や安全措置を講じてきているところでありますが、平成19年度において、これら未確認の3種類のアスベストの混入の可能性のある吹付け材を使用している9公共施設21検体について緊急調査を実施し、全ての施設においてこれらのアスベストがないことが確認できました。

※1. 産出量が少なく、日本国内に輸入されていないとされた、「トレモライト」（透角閃石）、「アクチノライト」（緑閃石）、「アンソフィライト」（直閃石）の3種類のアスベストをいう。

※2. 大気汚染防止法施行令第3条の3に掲げる特定建築材のうち「吹付け石綿」に該当するものをいう。具体的には、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	化学物質の適正管理（※ 調査データは56頁参照、適正管理化学物質の説明は68頁参照）
担当課	環境部 環境課

平成13年度より適正管理化学物質(58種類)を年間100kg以上使用する事業所は、東京都環境確保条例に基づき届け出るようになりました。

また、国では、P R T R法で規定しています。

この両制度の目的は、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取組を進めていくためのものです。平成19年度は、30の事業所から東京都環境確保条例に規定されている化学物質のうち、27種類の化学物質の届出がありました。

市内のVOC（アセトン、イソプロピルアルコールなどの揮発性有機化合物）の使用量は、約4,050トン、環境への排出量は約93トンでした。使用量に占める排出量の割合は約2.3%であり、そのほとんどは大気中に排出されています。なお、平成18年度の使用量は約3,850トン、環境への排出量は約98トン、使用量に占める排出量の割合は約2.5%でありましたので、使用量は減少傾向にあります。

◆ 基本的施策：モニタリング調査の実施(C3-2)

事業名	燃料使用量調査（※ 燃料用重油の硫黄分含有率の基準は70頁参照）
担当課	環境部 環境課

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SO_x)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、東京都環境確保条例に基づき、日最大300L以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料の使用量及び硫黄分の調査を行っています。なお、平成19年度は、対象事業所が10事業所でありました。

燃料使用量調査結果

事業所	平成17年度	平成18年度		平成19年度	
	年間使用量(L)	年間使用量(L)	割合(%)	年間使用量(L)	割合(%)
1	2,222,000	2,260,400	101.7	2,140,000	96.3
2	2,098,000	1,800,000	85.8	1,816,000	86.6
3	267,300	廃止	-----	廃止	-----
4	181,040	201,000	111.0	160,030	88.4
5	28,300	33,501	118.4	26,799	94.7
6	129,000	129,000	100.0	144,000	111.6
7	1,578,680	1,545,655	97.9	1,491,584	94.5
8	157,615	28,461	18.1	廃止	-----
9	94,185	98,725	104.8	87,511	92.9
10	116,880	廃止	-----	廃止	-----
11	223,095	241,460	108.2	210,462	94.3
12	535,100	478,500	89.4	479,100	89.5
13	966,000	1,221,000	126.4	1,035,000	107.1
14	26,000	廃止	-----	廃止	-----
合 計	8,623,195	8,037,702	93.2	7,590,486	88.0

※ 割合は、平成17年度の燃料使用量を100%とした比率です。

(C) 基本目標 健康な暮らしを守るまち

事業名	ダイオキシン類調査 (※ 環境基準は71頁参照)
担当課	環境部 環境課

市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は、平成19年度においても全ての地点で、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準「0.6 pg-TEQ/m³」に適合していました。

(1) 調査目的

昭島市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態を把握する。

(2) 調査内容

ダイオキシン類 調査対象物質	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDDs)	9種
	ポリ塩化ジベンゾ - フラン (PCDFs)	11種
	コプラナ - ポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs)	12種

※ 試料の採取及び分析方法 : 24時間連続大気採取、毒性等価係数はWHO-TEF(1998)を使用。

※ 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠。

ダイオキシン類大気環境調査結果 (単位: pg-TEQ/m³)

調査地点名		5月 10～11日	8月 9～10日	11月 21～22日	1月 10～11日
①	田 中 小 学 校 屋 上	0.011	0.039	0.035	0.030
②	瑞 雲 中 学 校 屋 上	0.010	0.035	0.027	0.034
③	昭 和 公 園	0.013	0.037	0.029	0.031
④	滝 山 台 見 晴 公 園	0.016	0.034	0.027	0.046
⑤	宇 津 木 台 小 学 校 屋 上	0.014	0.039	0.031	0.040

ダイオキシン類調査位置図



◆ 基本的施策 : ごみの適正処理(C3-3)

事業名	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止
担当課	環境部 環境課

平成13年4月から新たに東京都環境確保条例が施行されました。これにより、家庭や事業所での廃棄物の焼却(野外焼却一般、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却等)が禁止されました。

市では、市民などからの通報や公害パトロールにおいて、条例に違反する焼却を行っていることを発見した場合は指導を行っています。平成19年度においては、32件の焼却の指導を行いました。

(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

施策の基本的方向 (1) ごみを減らしリサイクルを推進する

◆ 基本的施策 : ごみの減量化の推進 (D 1-1)

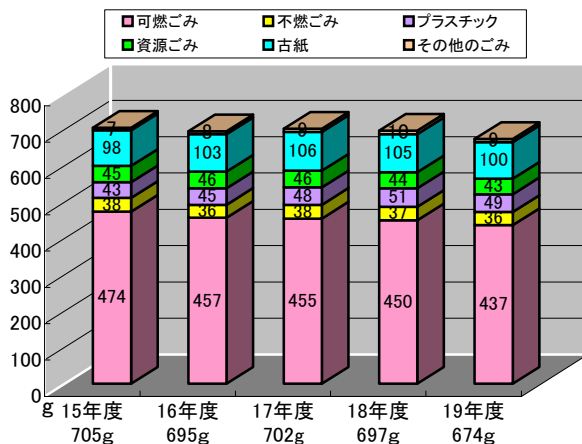
事業名	戸別収集に伴うごみ減量の推進
担当課	環境部 清掃センター

ごみの減量と分別の徹底による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、平成16年10月から、市内全域での戸別収集（集合住宅を除く。）を開始しました。

戸別収集実施前の平成15年度と平成19年度の収集ごみ量を比較すると、一人一日あたり31g、4.4%の減量となっています。特に可燃ごみでは、37g、7.8%も減り、また、減量課題であったプラスチックが平成18年度に対し2g、3.9%も減っています。市民の皆様の分別・減量意識が向上したことがわかります。

1日1人当たりのごみ量比較 (単位:g)

		ごみ量				
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
有料化 ごみ	可燃ごみ	474	457	455	450	437
	不燃ごみ	38	36	38	37	36
	小計	512	493	493	487	473
	プラスチック	43	45	48	51	49
	合計	555	538	541	538	522
資源・ 古紙	資源	45	46	46	44	43
	古紙	98	103	106	105	100
	合計	143	149	152	149	143
その他のごみ		7	8	9	10	9
総合計		705	695	702	697	674
人口(各年10月1日)		110,901	110,866	111,365	112,385	113,014



戸別収集の様子

◆ 基本的施策 : リサイクルの推進 (D 1-2)

事業名	リサイクルの推進
担当課	環境部 清掃センター

リサイクル率（総資源化率）は、36.5%と平成15年度の26.4%と比べ10%も増えています。これは、埋立処分していた焼却灰をエコセメントに資源化する事業を平成18年度から開始したことと、市民の皆様の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識が向上したためです。

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総資源化率	26.4%	27.7%	28.6%	34.6%	36.5%

(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

◆ 基本的施策 : リサイクル商品等の利用促進 (D 1 - 3)

事業名	リサイクル商品等の利用促進
担当課	総務部 契約管財課

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定めグリーン購入を推進しています。

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
調 達 率	92.5%	92.6%	93.5%	94.6%

施策の基本的方向 (2) 新しいエネルギーを導入する

◆ 基本的施策 : 省エネルギーの推進 (D 2 - 1)

事業名	省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及
担当課	環境部 環境課

地球温暖化の原因となる二酸化炭素やごみの排出量を少なくするライフスタイルに心がけ、併せて家計費の節約への励みとするための『省エネ家計簿』を、各家庭に配付している『資源・ごみの収集カレンダー』に綴じ込みました。また、この家計簿を使用して市に報告する「あきしま省エネファミリー登録制度」を平成17年度からスタートし、延べ36ファミリーが登録しました。

あきしま省エネ家計簿（簡易版）					この家計簿で前年または翌年と比較しましょう！			
平成18年度	電気（kwh）		都市ガス又はプロパン（m ³ ）		水道（m ³ ）		ガソリン（L）	
	使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額	使用量	金額
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計	①		①		①		①	
前年度合計								
二酸化炭素排出量 （kg-CO ₂ ）	①×0.36		（都市ガス） ①×2.1		①×0.58		①×2.3	
			（プロパン） ①×6.3					

省エネ家計簿の一部



奥多摩の間伐材で作った
あきしま省エネファミリー認定証

事業名	クリーンエネルギーの普及
担当課	生涯学習部 社会教育課

燃料の熱エネルギーを使ってエンジンを運転し発電させると同時に、エンジンからの廃熱を利用して温水を作るコジェネレーションシステムを武蔵野会館に導入し運用しています。

武蔵野会館



(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

施策の基本的方向 (3) 地球環境の保全に取り組む

◆ 基本的施策 : 温室効果ガスの排出削減 (D 3 - 1)

事業名	温室効果ガス削減 (※ 地球温暖化対策実行計画は40頁参照)
担当課	環境部 環境課

平成19年度から24年度までを計画期間とする、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めました。前計画では平成12年度を基準年とし、平成18年度までに温室効果ガスの排出量を5%以上削減することを目標とした結果5.2%減少し、目標を達成することができました。

なお、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画についての削減目標は、次のとおりです。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

平成16年度 (基準年)	平成24年度 (目標年)	削減目標
12,424,093kg-CO ₂	11,678,647kg-CO ₂	6%以上の削減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。

事業名	チームマイナス6%への参加
担当課	環境部 環境課

京都議定書の発効により、環境省の提唱する日本の温室効果ガス削減目標6%を実現するプロジェクト「チームマイナス6%」に、平成17年6月24日から参加しています。

◆ 基本的施策 : 森林を守り増やす活動への広域的協力 (D 3 - 3)

事業名	奥多摩・昭島市民の森事業
担当課	環境部 環境課

平成16年9月26日に市民が植樹した『「奥多摩・昭島市民の森」の木々を守り育てていくのも、また、市民であって欲しい』を目標に森林教室を行いました。



第1回 森林教室 (下刈り&道作り)



第2回森林教室 (台風により中止)



第3回森林教室 (植生調査&ネイチャープログラム)

(D) 基本目標 地球にかかる負担の少ないまち

◆ 基本的施策 : 地球環境の保全に関する実践活動の普及 (D 3 - 4)

事業名	環境意識の啓発活動
担当課	環境部 環境課

イベント等の機会を通じて地球環境の保全意識の啓発に努めました。

懸 垂 幕 掲 出	懸垂幕「6月は環境月間です」を市庁舎懸垂幕塔に掲出しました。
環 境 パネルの展 示 等	環境保全啓発のパネルの展示や、地域活動団体の報告等を市庁舎1階ロビーで行いました。(平成19年6月4日から8日まで)
イ ベ ン ト へ の 参 加	「消費生活展・リサイクル展(平成19年6月3日)」、「産業まつり(平成19年11月10日/11日)」に参加し、環境保全意識の啓発を行いました。



環境パネル展での展示

事業名	環境フェスタ
担当課	環境部 環境課

かけがえのない環境を将来にわたって維持していくためには、市民と事業者と市が協力して取り組むことが大切です。こうした環境保全の取組に対する活動の輪を広げるため、平成19年10月14日に、第3回環境フェスタを開催しました。環境フェスタは、市民や事業者の代表からなる環境フェスタ実行委員会が企画運営し、当日は約3,500人の来場がありました。



市民ロビー展示



駐車場展示



環境講演会(森田 正光 氏)

『異常気象と環境破壊～異常気象は何を訴えているか』

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

施策の基本的方向 (1) 環境学習を推進する

◆ 基本的施策 : 学校と地域の連携の強化 (E 1 - 2)

事業名	学校の体験型環境学習
担当課	学校教育部 指導室

自然環境に対する理解を深めるため、地域の農業生産者の協力を得て、農業体験などの校外学習における体験型環境学習を行いました。

教室	学 校
米 作 り 教 室	共成小学校、福島中学校
農 業 体 験 教 室	多摩辺中学校



福島中学校の米作り教室

◆ 基本的施策 : 体験型学習機会の拡充 (E 1 - 3)

事業名	環境学習
担当課	環境部 環境課

身近なところから環境を学び、環境に負荷をかけない日常生活を実践してもらうため、環境学習講座を開催しました。企画・運営は、東京都環境学習リーダー及び環境学習講座修了生の協力を得て行いました。

環境学習講座

回	開催日	テーマ・内容	参加者数
1	4月19日(木)	たびたび起こる異常気象はなぜなの？	33名
2	4月26日(木)	「ハケ」ってなんだろう？	
3	5月10日(木)	ハケの湧水とみどりを見よう！	
4	5月17日(木)	身近にあるハーブで楽しもう！	
5	5月24日(木)	史跡「玉川上水」を歩こう！	
6	5月31日(木)	護美toエコライフ！(ゴミについて)	
7	6月7日(木)	地場野菜で楽しいパーティー！(環境にやさしいクッキング教室)	

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

環境学習フォローアップ講座

開催日	内 容	参加者数
10月4日（木）	多摩川の源流・雄滝を見よう！（小菅村）	22名
11月6日（火）	すみだ環境ふれあい館（雨水利用施設）見学！	23名



環境学習講座



環境学習フォローアップ講座

◆ 基本的施策 ： 循環型社会を担う消費者としての学習の推進（E1-4）

事業名	キッズISO
担当課	環境部 環境課

児童の環境教育・国際理解等の総合教育のため、小学校5・6年生を対象にキッズISOを実施しました。平成19年度においては、下記のとおり6校が入門編、1校が初級編に取り組みました。

実施プログラム	実施校	学年	児童数	内 容
入 門 編	東 小 学 校	5年生	60人	地球温暖化等の環境問題に取り組むために、 省エネやリサイクルの方法を学ぶプログラム。 ☆ 入門編は2週間 ☆ 初級編は2ヶ月間
	武蔵野小学校	5年生	98人	
	光華小学校	5年生	90人	
	田中小学校	5年生	36人	
	拝島第二小学校	5年生	79人	
	拝島第四小学校	5年生	28人	
初 級 編	武蔵野小学校	6年生	86人	

事業名	みんなで実行ISO
担当課	学校教育部 指導室

市内各小・中学校全校にて、「電気を大切に使う」・「水を大切に使う」・「ごみを減らす」の3項目を目標として、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めています。

	平成18年度	平成19年度
みんなで実行ISO	21小・中学校	21小・中学校

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

施策の基本的方向 (2) 環境を大切にする活動を推進する

◆ 基本的施策 : 環境情報の提供 (E 2 - 1)

事業名	「昭島市の環境」の作成
担当課	環境部 環境課

市の環境の実態を掲載した「昭島市の環境」を作成しました。平成12年版以降は、市のホームページにも掲載しています。

施策の基本的方向 (3) 協力と責任のある推進体制を確立する

◆ 基本的施策 : パートナーシップの構築 (E 3 - 1)

事業名	環境配慮事業者ネットワーク
担当課	環境部 環境課

昭島市環境配慮事業者ネットワークは、環境負荷低減に向けた取組について情報を交換し、各事業者の更なる環境配慮の取組の向上を目指すとともに、事業者の立場から地域社会の持続的な発展に資することを目的に活動しています。4月25日実施の総会をはじめ3回の会議、工場見学等を実施しました。平成20年3月末現在で、昭島市も含め39事業者が加入しています。



総会



総会

◆ 基本的施策 : 環境マネジメントシステムの導入推進 (E 3 - 2)

事業名	ISO14001環境マネジメントシステム推進事業
担当課	環境部 環境課、水道部 業務課

市役所本庁舎と水道部を対象として、環境マネジメントシステムに基づく環境負荷低減のための活動を推進しました。環境マネジメントシステムを推進するための方向性を示す「昭島市環境方針」は、市役所本庁舎や市の各施設で配布するとともに、ホームページでも公表しています。

※ ISOとは、「国際標準化機構」という意味です。国際的な非政府機関で、全世界の規格を標準化することを目的に活動しています。

ISO14001とは、環境への負荷を減らすための仕組み（環境マネジメントシステム）の規格で、環境ISOともいわれています。

事務事業に伴って生じる環境への負荷を、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）を行いながら、継続的に改善を図ります。

(E) 基本目標 環境を学びみんなで取り組むまち

(1) 適用範囲

市役所本庁舎及び水道部（東部配水場含む）

(2) 主な取組内容

日常事務活動の取組内容

分野名	具体的な取組内容(抜粋)
電力消費削減	・冷暖房は、夏の冷房時28℃・冬の暖房時19℃に設定する。 ・午後5時25分に事務室と事務室に面する廊下の照明を一斉消灯し、再点灯は必要最小範囲にとどめる。
庁用車燃料消費削減	・公共交通や自転車利用により、庁用車利用を抑制する。 ・新規購入時には、国土交通省の低排出ガス車認定制度により、認定された低排出ガス車の導入を図る。
紙使用削減	・両面印刷(コピー)を徹底し、必要に応じ縮小機能を活用する。 ・庁内資料等は、使用済み用紙の裏面を活用する。
水道使用削減	・水道配管からの漏水を点検する。 ・トイレの洗浄水、グリーンテラスの灌水への雨水利用を維持する。
廃棄物量削減	・各課配置の4段型リサイクルボックスで、紙ごみの分別を徹底する。 ・備品購入の前に、修理等により再利用可能か、製品の共同利用やレンタルが可能か検討する。
グリーン購入	・「昭島市グリーン購入指針」に基づき、環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入する。

※ グリーン購入については、市役所出先機関もすべて含む。

(3) 日常事務活動の目標と実績

(市役所本庁舎)

分野名	目標(H16→H19)	実績	達成状況
電力消費削減	使用量の増加を2%以内に抑制する	+2.2%	×
庁用車燃料消費削減	走行距離の増加を5%以内に抑制する	+3.9%	○
紙使用削減	使用量の増加を8%以内に抑制する	+1.8%	○
水道使用削減	使用量を5%以上削減する	+8.3%	×
廃棄物量削減	排出量を5%以上削減する	-3.8%	×
グリーン購入	特定調達品目の調達率を92.5%以上にする	94.6%	○

※ グリーン購入については、市役所出先機関もすべて含む。

(水道部)

分野名	目標(H16→H19)	実績	達成状況
電力消費削減	事務棟の使用量を2%以上削減する	-1.0%	×
庁用車燃料消費削減	走行距離を20%以上削減する	-38.5%	○
紙使用削減	使用量の増加を5%以内に抑制する	+0.4%	○
水道使用削減	平成16年度と同水準を維持する	-2.3%	○
廃棄物量削減	排出量の増加を10%以内に抑制する	+1.8%	○

(4) 取組

実施日	内 容
4月	平成19年度環境影響調査に基づき、著しい環境側面を抽出
6月1日	昭島市環境マネジメントシステムマニュアル改訂第10版
7月24日 7月25日	審査機関による定期審査受審



外部審査の様子

昭島市環境方針

1 基本理念

昭島市は、多摩川や地下水に象徴される豊かな自然の恵みを受けています。一方、私たちの社会活動による自然環境への負荷が、今日深刻な問題となっています。

こうした環境問題に積極的に取り組むため、「美しい水とみどりを将来の世代に」を望ましい環境像とし、人と自然が共生して、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指します。

その具体的な足がかりとして、昭島市は、ISO14001（環境マネジメントシステム）を市政運営の基本的なしくみに位置付け、事務事業における環境への配慮を進め、全職員が一体となって環境保全等に取り組んでいきます。

そのため、基本方針を次のとおり定めます。

2 基本方針

(1) 水と自然を大切にします

地下水100%の水道水を維持し、自然環境を大切にします。

(2) みどりとふれあいを大切にします

みどりを守り育て、まちをきれいにします。

(3) 健康な暮らしを守ります

環境汚染の防止に努め、生活環境を保全します。

(4) 地球にかかる負担を低減します

省エネルギーや省資源・リサイクルを推進し、地球温暖化対策に取り組むとともに、ごみの減量を徹底します。

(5) 環境を学びみんなで取り組みます

市民や事業者とともに、環境を大切にする活動を推進します。

以上の取組については、環境保全に関する法令や約束を守り、環境目的・目標を定め、環境マネジメントシステムの定期的な見直しにより、継続的な改善を進めます。

平成14年11月1日

昭島市長 北川 穰 一

1 計画策定の背景と目的

地球表面の平均気温は、15℃程度とされていますが、大気中には、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが含まれており、これらのガスの温室効果により、生物や人類の生存を可能にする大気温度が保たれてきました。

ところが、18世紀の産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料の燃焼や大規模な森林伐採が行われるようになり、温室効果ガスが大気中へ大量に排出されることで、温室効果が強まって大気による温室効果は必要以上のものとなり、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年（平成19年）に取りまとめた第4次評価報告書によると、全地球平均地上気温は20世紀中に約0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が17cm上昇しました。この要因は、人為起源の可能性がかなり高いことも確認されました。

世界各地を襲っている豪雨、猛暑や暖冬、大型台風といった異常気象は温暖化とは無縁でなく、今後さらに頻発するようになるといわれています。さらには、北極と南極の海氷は減り続け、北極海の晩夏における海氷が、21世紀後半にはほぼ消滅するという予測もあります。

平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」が採択され、平成17年2月16日に発効しました。この京都議定書では、日本については、目標年の平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの第1約束期間に平成2年（1990年）の温室効果ガス排出量と比較して、6%を削減する目標が定められました。

本市では、平成12年10月に昭島市環境基本条例を施行し、平成14年3月には、「美しい水とみどりを将来の世代に」を将来の望ましい環境像として「昭島市環境基本計画」を策定しました。

また、率先して環境への負荷を削減するため、平成10年7月に環境に配慮した「昭島市庁内エコプラン」を策定し、省エネ・省資源活動に取り組んできましたが、平成14年4月からは、前計画にそのエコプランも取り込むなかで行ってきました。

さらに、昭島市環境方針に基づき平成15年9月には、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得をし、平成18年9月には、さらなる事務事業における環境への配慮を進め、全職員が一体となって環境保全等に取り組んでいくために更新をしたところであります。

このように本市におきましては、環境省の提唱する「チームマイナス6%」の活動にも参加する中で、すでに地球温暖化防止に向けた取組を積極的に進めてきたところでありますが、前計画が平成18年度で満了となるため「第二次地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

本計画は、事業者としての市役所が自ら事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組み、PDCAサイクルにより継続的な改善を行いながら、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

2 計画の期間

計画の期間は、平成16年度を基準年度として、平成19年度から平成24年度までの6年間とします。計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標等は、基準年度である平成16年度における排出量や排出抑制活動の取組状況をもとに設定するものとします。

3 計画の範囲

計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関を含めた全ての組織及び施設等に係る事務事業とします。

なお、委託等（施設管理運営を含む）により実施する事務事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

第2章 第二次地球温暖化対策実行計画

4 計画の目標

平成16年度を基準年として、平成24年度までに温室効果ガスの排出量を6%以上削減することを目標としています。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガスの総排出量の削減目標は、次のとおりです。

総排出量の削減目標 (kg-CO ₂ /年)	平成16年度 (基準年)	平成24年度 (目標年)	削減目標
	12,424,093	11,678,647	6%以上の削減を図る

温室効果ガス排出抑制のための取り組み

温室効果ガス排出削減目標を達成するために(1)電気使用量の削減(2)燃料使用量の削減(3)紙使用量の削減(4)水使用量の削減(5)廃棄物排出量の削減(6)グリーン購入等の推進(7)緑化の推進の7項目を第二次昭島市地球温暖化対策実行計画で率先行動計画として定めており、市(職員)が事務・事業を実施するに当たり、率先して取り組んでいます。

5 実施結果報告

平成19年度の温室効果ガスの排出量は、表のとおり、基準年度である平成16年度に対して2.2%削減しました。これは、施設燃料においてA重油の使用量が減ったことによるところが大きいと思われます。

今後も省エネ省資源活動を徹底し、平成24年度の目標年までに温室効果ガスの排出量を6%以上削減できるように努めていきます。

温室効果ガス排出量

平成16年度	平成19年度	増減率
12,424,093kg-CO ₂	12,145,317kg-CO ₂	2.2%減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。

第3章 調査データ

1 公共用水域水質調査（事業実施報告21頁のデータ）

多摩川水質調査結果

区分		平成19年度	河川名	多摩川	類型	A-1	測定地点名	昭和用水引込口
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		4/16 9:35	6/7 9:10	8/21 9:00	11/8 9:00	1/18 8:50 3/6 8:50
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m³/S)						
		全水深 (m)	0.35	0.29	0.27	0.19	0.23	0.58
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候	曇り	晴	晴	晴	曇り	晴
		気温 (°C)	10.5	23.3	28.4	15.4	0.4	6.2
		水温 (°C)	12.6	19.8	23.7	13.6	4.0	3.9
		色相	無色	無色	無色	無色	無色	無色
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度 (cm)	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.2	7.7	8.0	7.6	7.6	7.6
		溶存酸素量 (mg/L)	9.6	9.6	9.9	10.0	12.4	12.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.4	1.5	1.1	1.1	0.9	2.0
		化学的酸素要求量 (mg/L)	1.1	1.5	1.6	0.9	1.2	0.6
		浮遊物質 (mg/L)	1	2	1	2	<1	2
		大腸菌群数 (MPN/100mL)						
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)						
		窒素						
		全磷						
健康項目		カドミウム (mg/L)						
		全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛 (mg/L)						
		六価クロム (mg/L)						
		砒素 (mg/L)						
		総水銀 (mg/L)						
		アルキル水銀 (mg/L)						
		PCB (mg/L)						
		ジクロロメタン (mg/L)						
		四塩化炭素 (mg/L)						
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)						
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)						
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)						
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)						
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)						
		トリクロロエチレン (mg/L)						
		テトラクロロエチレン (mg/L)						
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)						
		チウラム (mg/L)						
		シマジン (mg/L)						
特殊項目		チオベンカルブ (mg/L)						
		ベンゼン (mg/L)						
		セレン (mg/L)						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)						
		ふっ素 (mg/L)						
その他の項目		ほう素 (mg/L)						
		フェノール類 (mg/L)						
		銅 (mg/L)						
		亜鉛 (mg/L)						
		溶解性鉄 (mg/L)						
		溶解性マンガン (mg/L)						
		クロム (mg/L)						
		EPN (mg/L)						
		塩化物イオン (mg/L)						
		MBAS (mg/L)						
		アンモニア性窒素 (mg/L)						
		磷酸性磷 (mg/L)						
		濁度 (度)						
		電気伝導率 (μS/cm)						
		TOC (mg/L)						
		硝酸性窒素 (mg/L)						
		亜硝酸性窒素 (mg/L)						

第3章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分		平成19度	河川名	多摩川	類型	B-1	測定地点名	多摩大橋下(上流)	
		測定月日(月/日)		4/16	6/7	8/21	11/8	1/18	3/6
		採水時刻(時:分)		10:10	9:45	10:00	9:30	9:30	9:25
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)	0.53	0.40	0.58	0.36	0.22	0.69	
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
		天候	曇り	晴	晴	晴	曇り	晴	
		気温 (°C)	9.6	25.4	31.8	14.8	1.9	8.3	
		水温 (°C)	13.0	20.8	25.0	14.3	4.0	5.7	
		色相	無色	無色	無色	無色	無色	無色	
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	
		透視(明)度 (cm)	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.3	7.7	8.2	8.1	7.8	7.7	
		溶存酸素量 (mg/L)	9.5	9.7	9.1	10.3	13.7	13.3	
		生物学的酸素要求量 (mg/L)	1.2	1.2	0.8	1.4	1.2	1.7	
		化学的酸素要求量 (mg/L)	1.3	1.5	1.9	1.0	1.4	1.2	
		浮遊物質 (mg/L)	2	2	2	2	<1	2	
		大腸菌群数 (MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全燐 (mg/L)							
	健康項目	カドミウム (mg/L)							
		全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
		鉛 (mg/L)							
		六価クロム (mg/L)							
		砒素 (mg/L)							
		総水銀 (mg/L)							
		アルキル水銀 (mg/L)							
		PB (mg/L)							
		ジクロロメタン (mg/L)							
		四塩化炭素 (mg/L)							
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
		トリクロロエチレン (mg/L)							
		テトラクロロエチレン (mg/L)							
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
		チウラム (mg/L)							
		シマジン (mg/L)							
		チオベンカルブ (mg/L)							
		ベンゼン (mg/L)							
		セレン (mg/L)							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
		ふっ素 (mg/L)							
		ほう素 (mg/L)							
特殊項目		フェノール類 (mg/L)							
		銅 (mg/L)							
		亜鉛 (mg/L)							
		溶解性鉄 (mg/L)							
		溶解性マンガン (mg/L)							
その他の項目		クロム (mg/L)							
		EPN (mg/L)							
		塩化物イオン (mg/L)							
		MBAS (mg/L)							
		アンモニア性窒素 (mg/L)							
		燐酸性 (mg/L)							
		濁度 (度)							
		電気伝導率 (μS/cm)							
		TOC (mg/L)							
		硝酸性窒素 (mg/L)							
		亜硝酸性窒素 (mg/L)							

第3章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分		平成19年度	河川名	多摩川	類型	B-2	測定地点名	立川境	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		4/16 10:40	6/7 10:25	8/21 10:40	11/8 10:20	1/18 10:00	3/6 9:55
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
		流量 (m³/S)			6.09		7.13		
		全水深 (m)	0.57	0.22	0.30	0.64	0.30	0.92	
		採取水深 (m)	表層	表層	表層	表層	表層	表層	
		天候	曇り	晴	晴	晴	曇り	晴	
		気温 (℃)	10.0	31.5	35.7	21.6	4.5	11.8	
		水温 (℃)	15.3	21.3	26.7	18.0	11.5	11.1	
		色相	無色	無色	無色	無色	微黄色	無色	
		臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	
	透視(明)度 (cm)	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	49.0		
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.1	7.2	7.5	7.5	7.8	7.6	
		溶存酸素量 (mg/L)	8.5	8.1	8.5	9.1	10.1	11.1	
		生物学的酸素要求量 (mg/L)	2.7	2.9	1.2	1.6	2.4	3.1	
		化学的酸素要求量 (mg/L)	5.4	6.6	4.1	4.7	6.9	6.1	
		浮遊物質 (mg/L)	3	5	2	2	4	3	
		大腸菌群数(MPN/100mL)	4,900	22,000	49,000	1,700	2,400	4,600	
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)		6.80		4.70			
		全リン (mg/L)		0.490		0.320			
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
	鉛 (mg/L)	0.004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
	六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		
	アルキル水銀 (mg/L)								
	P-C-B (mg/L)		<0.0005		<0.0005				
	ジクロロメタン (mg/L)		0.0008		0.0005				
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002		<0.0002				
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		0.0003		0.0003				
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002		<0.0002				
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002		<0.0002				
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002		<0.0002				
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002		<0.0002				
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.0001		<0.0001				
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0002		<0.0002				
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002		<0.0002				
	チウラム (mg/L)		<0.0006		<0.0006				
	シマジン (mg/L)		<0.0003		<0.0003				
チオベンカルブ (mg/L)		<0.0003		<0.0003					
ベンゼン (mg/L)		<0.0002		<0.0002					
セレン (mg/L)		<0.002		<0.002					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		6.33		5.15					
ふっ素 (mg/L)		0.11		0.05					
ほう素 (mg/L)		0.04		0.03					
特殊項目	フェノール類 (mg/L)								
	銅 (mg/L)								
	亜鉛 (mg/L)								
	溶解性鉄 (mg/L)								
	溶解性マンガン (mg/L)								
その他の項目	クロム (mg/L)		<0.01		<0.01				
	E-P-N (mg/L)								
	塩化物イオン (mg/L)								
	M-B-A-S (mg/L)	<0.02	0.07	0.04	0.07	0.03	<0.02		
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.17	0.22	0.19	0.14	0.25	0.24		
	磷酸性リン (mg/L)	0.320	0.330	0.150	0.270	0.510	0.350		
	濁度 (度)								
	電気伝導率 (μS/cm)								
	T-O-C (mg/L)								
硝酸性窒素 (mg/L)		6.1		5.1					
亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.23		0.049					

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

第3章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		平成19年度	(水域名) 多摩川	玉川上水拝島分水路		西部下水		田中堀	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		7/24 8:45	2/7 8:50	7/24 9:00	2/7 9:00	7/24 9:10	2/7 9:10
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心			流心	流心
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)		0.04	0.18			0.05	0.14
		採取水深 (m)		表層	表層			表層	表層
		天候		晴	晴			晴	晴
		気温 (°C)		23.1	0.5			23.5	1.5
		水温 (°C)		18.0	4.0			19.1	4.0
		色相		無色	無色			無色	無色
		臭気		無臭	無臭			無臭	無臭
		透視(明)度 (cm)		>50.0	>50.0			>50.0	>50.0
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.4	7.4			7.6	7.6
		溶存酸素量 (mg/L)		9.1	13.5			8.9	13.2
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)		1.7	0.9			1.0	1.2
		化学的酸素要求量 (mg/L)							
		浮遊物質 (mg/L)		5	2			6	3
		大腸菌群数 (MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全炭素 (mg/L)							
		カドミウム (mg/L)							
	健康項目	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1			<0.1	<0.1
		鉛 (mg/L)							
		六価クロム (mg/L)							
		砒素 (mg/L)							
		総水銀 (mg/L)							
		アルキル水銀 (mg/L)							
		PCB (mg/L)							
		ジクロロメタン (mg/L)							
		四塩化炭素 (mg/L)							
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
		トリクロロエチレン (mg/L)							
		テトラクロロエチレン (mg/L)							
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
		チウラム (mg/L)							
		シマジン (mg/L)							
		チオベンカルブ (mg/L)							
		ベンゼン (mg/L)							
		セレン (mg/L)							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
		ふっ素 (mg/L)							
		ほう素 (mg/L)							
特殊項目		フェノール類 (mg/L)							
		銅 (mg/L)							
		亜鉛 (mg/L)							
		溶解性鉄 (mg/L)							
		溶解性マンガン (mg/L)							
その他の項目		クロム (mg/L)							
		EPN (mg/L)							
		塩化物イオン (mg/L)							
		MBAS (mg/L)							
		アンモニア性窒素 (mg/L)							
		磷酸性リン (mg/L)							
		濁度 (度)							
		電気伝導率 (μS/cm)							
		TOC (mg/L)							
		硝酸性窒素 (mg/L)							
		亜硝酸性窒素 (mg/L)							

第3章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		平成19年度	(水域名) 多摩川	中部下水		昭和用水		多摩川上流排水樋管	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		7/24	2/7	7/24 9:30	2/7 9:30	7/24 9:50	2/7 9:50
一般項目	現場測定項目	採取位置				流心	流心	流心	流心
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)				0.13	0.09	0.50	0.56
		採取水深 (m)				表層	表層	表層	表層
		天候				晴	晴	晴	晴
		気温 (°C)				28.1	1.4	29.8	6.7
		水温 (°C)				20.7	5.0	24.7	18.0
		色相				無色	無色	無色	無色
		臭気				無臭	無臭	無臭	無臭
		透視(明)度 (cm)				>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
	生活環境項目	水素イオン濃度				8.2	8.3	6.9	7.4
		溶存酸素量 (mg/L)				9.1	14.3	6.6	7.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)				1.9	1.3	1.3	3.4
		化学的酸素要求量 (mg/L)							
		浮遊物質 (mg/L)				4	<1	2	2
		大腸菌群数 (MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全有機炭素 (mg/L)							
		カドミウム (mg/L)							
	健康項目	全シアン (mg/L)				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		鉛 (mg/L)							
		六価クロム (mg/L)							
		砒素 (mg/L)							
		総水銀 (mg/L)							
		アルキル水銀 (mg/L)							
		Pb (mg/L)							
		ジクロロメタン (mg/L)							
		四塩化炭素 (mg/L)							
		1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
		トリクロロエチレン (mg/L)							
		テトラクロロエチレン (mg/L)							
		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
		チウラム (mg/L)							
		シマジン (mg/L)							
		チオベンカルブ (mg/L)							
		ベンゼン (mg/L)							
		セレン (mg/L)							
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
		ふっ素 (mg/L)							
		ほう素 (mg/L)							
特殊項目	特殊項目	フェノール類 (mg/L)							
		銅 (mg/L)							
		亜鉛 (mg/L)							
		溶解性鉄 (mg/L)							
		溶解性マンガ (mg/L)							
その他の項目	その他の項目	クロム (mg/L)							
		EPN (mg/L)							
		塩化物イオン (mg/L)							
		MBAS (mg/L)						0.06	0.14
		アンモニア性窒素 (mg/L)						0.71	0.63
		磷酸性リン (mg/L)						0.520	0.960
		濁度 (度)							
		電気伝導率 (μS/cm)							
		TOC (mg/L)							
		硝酸性窒素 (mg/L)							
		亜硝酸性窒素 (mg/L)							

暗渠になったため測定不能

暗渠になったため測定不能

第3章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分		平成19年度	(水域名) 多摩川	中沢堀		中沢堀昭和用水合流		野水堀排水樋管	
		測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		7/24 10:10	2/7 10:05	7/24 10:30	2/7 10:25	7/24 11:20	2/7 10:45
一般項目	現場測定項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心
	現場測定項目	流量 (m ³ /S)							
一般項目	現場測定項目	全水深 (m)		0.11	0.18	0.13	0.14	0.03	0.02
	現場測定項目	採取水深 (m)		表層	表層	表層	表層	表層	表層
一般項目	現場測定項目	天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴
	現場測定項目	気温 (°C)		29.4	4.0	28.1	4.2	29.6	3.6
一般項目	現場測定項目	水温 (°C)		23.0	8.0	22.5	4.0	21.1	9.0
	現場測定項目	色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色
一般項目	現場測定項目	臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	現場測定項目	透視(明)度 (cm)		>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
一般項目	生活環境項目	水素イオン濃度		7.9	8.7	8.0	8.8	7.7	8.4
	生活環境項目	溶存酸素量 (mg/L)		8.6	14.3	8.5	13.8		
一般項目	生活環境項目	生物学的酸素要求量 (mg/L)		0.7	1.5	0.7	1.2	0.9	6.9
	生活環境項目	化学的酸素要求量 (mg/L)							
一般項目	生活環境項目	浮遊物質 (mg/L)		3	9	5	3	3	2
	生活環境項目	大腸菌群数 (MPN/100mL)							
一般項目	生活環境項目	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
	生活環境項目	全窒素 (mg/L)							
一般項目	生活環境項目	全燐 (mg/L)							
	生活環境項目	カドミウム (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	生活環境項目	鉛 (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	六価クロム (mg/L)							
	生活環境項目	砒素 (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	総水銀 (mg/L)							
	生活環境項目	アルキル水銀 (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	P B (mg/L)							
	生活環境項目	ジクロロメタン (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	四塩化炭素 (mg/L)							
	生活環境項目	1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
	生活環境項目	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
	生活環境項目	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	トリクロロエチレン (mg/L)							
	生活環境項目	テトラクロロエチレン (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
	生活環境項目	チウラム (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	シマジン (mg/L)							
	生活環境項目	チオベンカルブ (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	ベンゼン (mg/L)							
	生活環境項目	セレン (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
	生活環境項目	ふっ素 (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	ほう素 (mg/L)							
	生活環境項目	フェノール類 (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	銅 (mg/L)							
	生活環境項目	亜鉛 (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	溶解性鉄 (mg/L)							
	生活環境項目	溶解性マンガン (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	クロム (mg/L)							
	生活環境項目	E P N (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	塩化物イオン (mg/L)							
	生活環境項目	M B A S (mg/L)				0.04	0.05	0.13	0.55
健康項目	生活環境項目	アンモニア性窒素 (mg/L)				0.05	0.04	0.06	1.30
	生活環境項目	磷酸性燐 (mg/L)				0.019	0.003	0.020	0.210
健康項目	生活環境項目	濁度 (度)							
	生活環境項目	電気伝導率 (μ S/cm)							
健康項目	生活環境項目	T O C (mg/L)							
	生活環境項目	硝酸性窒素 (mg/L)							
健康項目	生活環境項目	亜硝酸性窒素 (mg/L)							
	生活環境項目								

第3章 調査データ

2 多摩川底生生物調査（事業実施報告22頁のデータ）

分類		調査河川名			多摩大橋下流		
		拝島橋上流			多摩大橋下流		
		夏期 H19.8.21	冬期 H20.1.10	年間	夏期 H19.8.21	冬期 H20.1.10	年間
水生昆虫	水 蜉蝣目(カゲロウ)	16	15	31	12	15	27
	蜻蛉目(トンボ)	1	1	2	1	0	1
	生 積翅目(カワゲラ)	3	4	7	2	4	6
	毛翅目(トビケラ)	10	9	19	5	6	11
	昆 双翅目(ユスリカ)	6	3	9	7	5	12
	鞘翅目(コウチュウ)	5	3	8	3	4	7
	小 計	41	35	76	30	34	64
その他の底生生物	扁形動物(ナミウズムシ)	1	1	2	1	1	2
	軟体動物(サカマキガイ)	1	0	1	0	1	1
	環形動物(ミズミズ)	4	1	5	4	4	8
	節足動物(ミズムシ)	2	1	3	1	2	3
	小 計	8	3	11	6	8	14
種 数 合 計		49	38	87	36	42	78
個体数合計(30cm×30cm×4P)		3,308	483	3,791	1,746	774	2,520

生物の優占上位3種（平成19年8月21日）

拝島橋上流				多摩大橋下流			
主な出現種	水質階級	個体	優先率(%)	主な出現種	水質階級	個体	優先率(%)
フタバコカゲロウ	os	1,038	31.4	フタバコカゲロウ	os	688	39.4
コカゲロウ	β-ms	732	22.1	ユスリカ亜科	———	210	12.0
アカマダラカゲロウ	β-ms	601	18.2	ナミウズムシ	os	180	10.3

生物の優占上位3種（平成20年1月10日）

拝島橋上流				多摩大橋下流			
主な出現種	水質階級	個体	優先率(%)	主な出現種	水質階級	個体	優先率(%)
エリユスリカ亜科	———	157	32.5	ユスリカ亜科	———	439	56.7
ウスバヒメガガンボ	os	149	30.8	ミズミミズ	α-ms	100	12.9
ミズミミズ	α-ms	29	6.0	ウスバヒメガガンボ	os	43	5.6

第3章 調査データ

生物学的水質判定結果（平成19年度）

調査場所	拝島橋上流			多摩大橋下流		
調査日	8月21日	1月10日	年度計	8月21日	1月10日	年度計
優占種法	os	os	os	α -ms	——	——
Beck-Tsuda法	os	os	os	os	os	os
Kolkwitz法	os	os	os	os	os	os
汚濁指数法	os	os	os	β -ms	β -ms	β -ms
総合水質判定	os	os	os	os	os	os

（注）水質階級

os : 貧腐水性水域（きれいな水域）

β -ms : β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）

α -ms : α -中腐水性水域（汚れている水域）

ps : 強腐水性水域（とても汚れている水域）

—— : エリユスリカ亜科・ヒゲユスリカ属は、個体数が多数種のため、貧腐水性水域及び強腐水性水域どちらにも生息しており、判定できない。

3 湧水調査（事業実施報告25頁のデータ）

湧水量調査結果

調査場所			夏期(8月20日)			冬期(3月24日)		
番号	名称	所在地	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン 濃度	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン 濃度
1	都営拝島団地下	拝島町5-13	0.06	19.7	7.7	湧水なし		
2	龍津寺	No.1 拝島町5-2	34.69	18.9	7.4	2.09	13.0	7.4
		No.2 "	10.84	20.1	7.4	9.96	12.5	6.7
		No.3 "	1.66	20.8	7.4	2.55	12.9	6.9
3	花井の井戸	拝島町4-16	測定不能			測定不能		
4	拝島公園	No.1 拝島町1-10	湧水なし			湧水なし		
		No.2 "	42.93	20.9	7.5	湧水なし		
		No.3 "	測定不能			測定不能		
		No.4 "	84.66	19.1	7.3	湧水なし		
5	おねいの井戸	拝島町1-10	測定不能			測定不能		
6	拝島大師	拝島町1-6	0.67	20.0	7.4	湧水なし		
7	諏訪神社	宮沢町2-35-23	24.91	19.7	7.2	44.75	14.5	7.6
8	鈴木理夫 宅	宮沢町2-32-12	1,192.12	18.8	7.2	311.75	16.5	7.5
9	熊野神社	中神町1-12-7	10.80	18.9	7.6	3.79	13.4	8.2
10	福蔵寺	中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし		
11	広福寺	福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水	福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

※ 測定不能については、湧水量が少ないため。

※ 調査不能については、湧水部が金網等で囲まれているため。

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（龍津寺）

調査項目	調査年月	平成 18 年度				平成 19 年度			
		5 月	8 月	11 月	2 月	5 月	8 月	11 月	2 月
水素イオン濃度 (pH)		6.6	6.6	6.6	6.7	6.5	6.5	6.6	6.8
電気伝導率 (μ S/cm)		159	190	224	185	174	192	206	186
化学的酸素要求量 (mg/L)		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
TOC (全有機炭素) (mg/L)		0.245	0.291	0.301	0.307	0.252	0.366	0.297	0.262
大腸菌群数 (MPN/100mL)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛 (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/L)		<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		0.0002	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		0.0002	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		0.0003	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)		0.1154	0.1379	0.0129	0.0022	0.0004	0.0006	0.0004	0.0003
テトラクロロエチレン (mg/L)		0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		6.12	7.07	8.95	6.66	5.59	5.59	5.82	5.39
フッ素 (mg/L)		0.04	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05
ホウ素 (mg/L)		0.026	0.027	0.027	0.024	0.024	0.021	0.023	0.022

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（諏訪神社）

調査項目 \ 調査年月	平成18年度				平成19年度			
	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	2月
水素イオン濃度 (pH)	6.7	6.6	6.8	6.7	6.5	6.7	6.7	6.9
電気伝導率 (μ S/cm)	200	213	175	211	203	224	224	214
化学的酸素要求量 (mg/L)	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
TOC(全有機炭素)(mg/L)	0.175	0.173	0.189	0.185	0.149	0.225	0.210	0.205
大腸菌群数 (MPN/100mL)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/L)	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/L)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)	0.0002	0.0002	0.0006	0.0003	0.0005	0.0005	0.0005	0.0003
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	9.28	9.66	12.01	9.39	8.46	7.94	8.22	8.72
フッ素 (mg/L)	0.03	0.02	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00	0.04
ホウ素 (mg/L)	0.024	0.036	0.022	0.022	0.021	0.018	0.021	0.020

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（拝島大師）

調査年月 調査項目	平成18年度		平成19年度		
	8月	11月	5月	8月	11月
水素イオン濃度 (pH)	6.5	6.9	6.6	6.7	6.7
電気伝導率 (μ S/cm)	167	172	152	167	184
化学的酸素要求量 (mg/L)	-----	-----	-----	-----	-----
TOC(全有機炭素)(mg/L)	0.257	0.184	0.157	0.242	0.198
大腸菌群数 (MPN/100mL)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素 (mg/L)	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀 (mg/L)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.003	<0.003	0.0004	0.0003	0.0002
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	6.56	7.00	5.03	5.05	5.07
フッ素 (mg/L)	0.04	0.05	0.03	0.03	0.04
ホウ素 (mg/L)	0.027	0.031	0.030	0.025	0.029

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ 拝島大師の平成20年2月は測定不能。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第3章 調査データ

4 地下水揚水量調査（事業実施報告26頁のデータ）

地下水揚水量調査結果（揚水機の出力が300Wを超えるもの）

事業所		平成17年度	平成18年度		平成19年度		井戸数 (本)
		揚水量 (m³/年)	揚水量 (m³/年)	割合 (%)	揚水量 (m³/年)	割合 (%)	
工場	1	511,374	480,088	93.9	448,844	87.8	2
	2	135,025	134,972	99.9	139,122	103.0	2
	3	290,850	242,404	83.3	208,201	71.6	3
	4	47,119	47,280	100.3	47,219	100.2	1
	5	8,785	9,502	108.2	8,644	98.4	1
	6	148,988	203,389	136.5	227,399	152.6	4
	7	136,797	119,685	87.5	115,875	84.7	4
	8	休止中	休止中	-----	休止中	-----	1
	9	18,385	14,770	80.3	17,288	94.0	1
	10	3,604	2,336	64.8	4,144	115.0	1
	11	2,069	1,847	89.3	1,865	90.1	1
	12	126,857	135,844	107.1	118,380	93.3	2
	13	35,232	54,519	154.7	51,000	144.8	2
	14	199,273	203,286	102.0	216,770	108.8	5
	15	4,809	3,822	79.5	4,152	86.3	1
	16	23,228	39,353	169.4	39,535	170.2	1
	17	12,442	9,819	78.9	8,685	69.8	1
小 計		1,704,837	1,702,916	99.9	1,657,123	97.2	33
指定作業場	1	12,935	13,177	101.9	13,641	105.5	2
	2	休止中	休止中	-----	休止中	-----	1
	3	52,194	52,437	100.5	52,293	100.2	1
	4	13,734,100	13,823,240	100.6	13,889,940	101.1	20
	5	41,879	24,620	58.8	27,503	65.7	3
	6	24,098	12,904	53.5	9,724	40.4	1
	7	24,172	21,510	89.0	20,515	84.9	1
	8	8,044	4,268	53.1	19,200	238.7	1
	9	14,420	14,824	102.8	12,812	88.8	1
	10	4,723	4,268	90.4	3,899	82.6	1
	11	4,723	1,952	41.3	1,452	77.9	1
	12	8,307	9,671	116.4	10,984	132.2	1
	13	1,061	1,022	96.3	917	86.4	1
	14	休止中	1,825	-----	休止中	-----	1
	15	9,775	9,293	95.1	8,679	88.8	1
	16	1,867	1,930	103.4	2,077	111.2	1
	17	2,119	2,789	131.6	2,837	133.9	1
	18	4,952	4,952	100.0	1,238	25.0	1
	19	14,208	14,208	100.0	14,208	100.0	1
	20	2,235	2,366	105.9	2,177	97.4	1
	21	1,532	998	65.1	1,422	92.8	1
	22	20,200	10,200	50.5	10,200	100.0	1
	23	-----	-----	-----	674	-----	1
小 計		13,932,806	14,032,454	100.4	14,106,392	100.9	45
合 計		15,637,643	15,735,370	100.4	15,763,515	100.5	78

※ 井戸数は、平成19年度の数（揚水機の出力が300Wを超えるもの）であり、割合は、平成17年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年1月から12月までの調査量です。

第3章 調査データ

5 苦情処理（事業実施報告28頁のデータ）

（単位：件）

ア 現象・年度別推移

現象 年度	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
平成17年度	40	5	9	3	12	0	0	2	11	10	11	7	110
平成18年度	34	2	9	2	14	0	0	2	22	24	8	3	120
平成19年度	32	1	9	1	14	1	0	0	15	25	19	7	124

イ 現象・月別苦情件数

（単位：件）

現象 月	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
4月	1		2		1					4		1	9
5月	2		2		1					2	4	1	12
6月	4	1			2	1			3	1	7	2	21
7月	1				1				5	8	2		17
8月	1		1						2	2	1	1	8
9月	1				1				1	2	3		8
10月	3		1		3				1		1		9
11月	4				1				1	1			7
12月	4				3				2	1		1	11
1月	5		1							2	1		9
2月	4		2		1					1		1	9
3月	2			1						1			4
合 計	32	1	9	1	14	1	0	0	15	25	19	7	124
前年度合計	34	2	9	2	14	0	0	2	22	24	8	3	120

第3章 調査データ

ウ 現象・用途地域別苦情件数

(単位：件)

現象 用途地域	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
住居地域	29	1	4		5				14	19	14	5	91
近隣商業地域	1		1		3					5		1	11
商業地域					1								1
準工業地域	2		4	1	5	1			1	1	4	1	20
工業地域													0
市街化調整区域													0
その他											1		1
合計	32	1	9	1	14	1	0	0	15	25	19	7	124

エ 現象・発生源別苦情件数

(単位：件)

現象 発生源	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
工場	2		3	1	3								9
指定作業場		1			1								2
建設作業					3	1							4
一般	30		6		7				15	25	19	7	109
合計	32	1	9	1	14	1	0	0	15	25	19	7	124

第3章 調査データ

6 化学物質の適正管理（事業実施報告29頁のデータ）

市内で使用された化学物質ごとの移動量集計

（単位:kg／年）

適正管理化学物質名	届出件数	使用量	製造量	製品としての出荷量	環境への排出量				事業所外への移動量		
					環境への排出量	大気	公共用水域	その他	事業所外への移動量	廃棄物	廃水（下水道）
アセトン	3	56,300	0	0	3,710	3,710	0	0	833	833	0
イソプロピルアルコール	6	4,553	0	0	2,885	2,885	0	0	1,675	1,675	0
塩酸	4	40,601	0	0	0	0	0	0	6,291	6,291	0
キシレン	14	1,359,850	0	1,341,400	4,645	4,645	0	0	870	870	0
クロム及び三価クロム化合物	5	9,595	0	9,304	0	0	0	0	1,376	1336	40
六価クロム化合物	4	982	0	153	0	0	0	0	150	150	0
酢酸エチル	5	4,321	0	0	3,175	3,175	0	0	1,207	1,207	0
酢酸ブチル	2	2,720	0	0	2,290	2,290	0	0	430	430	0
シアン化合物(錯塩及びシア ン酸塩を除く無機シアン化物)	2	578	0	0	0	0	0	0	91	90	1.5
ジクロロメタン	2	2,750	0	0	2,725	2,725	0	0	25	25	0
硝酸	4	15,400	0	0	0.1	0.1	0	0	2,700	2,700	0
テトラクロロエチレン	2	4,033	0	0	2,223	2,223	0	0	1,810	1,810	0
トリクロロエチレン	4	47,400	0	0	40,800	40,800	0	0	5,100	5,100	0
トルエン	18	2,422,309	0	2,392,200	20,125.5	20,125.5	0	0	2,902	2,902	0
ニッケル	4	4,400	0	4,200	0	0	0	0	0	0	0
ニッケル化合物	2	590	0	34	0	0	0	0	790	790	3.2
フェノール	1	4,300	0	0	0	0	0	0	51	51	0
ふっ化水素及びその水溶性塩	3	2,980	0	0	49	48	0	0.8	1,100	1,090	21.7
ヘキサン	2	544	0	0	544	544	0	0	0	0	0
ベンゼン	10	125,770	0	125,560	114	114	0	0	0	0	0
メタノール	5	25,380	0	0	5,900	5,900	0	0	2,100.2	1,590.2	510
メチルイソブチルケトン	1	600	0	0	490	490	0	0	110	110	0
メチルエチルケトン	3	4,460	0	0	3,060	3,060	0	0	1,380	1,380	0
硫酸	8	66,743	0	0	97	97	0	0	31,058	21,658	8,900
ほう素及びその化合物	1	120,000	0	110,000	230	170	0	62	11,000	11,000	10
鉛及びその化合物	3	28,350.7	0	18,115.4	2.9	2.9	0	0	1,0119.4	1,0119.4	0.1
ホルムアルデヒド	1	330	0	0	54	54	0	0	0	0	0

1 大気について

大気汚染の原因物質には、次ページのものなどがあり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されます。近年は、固定発生源に対する規制が強化され、かなり改善されました。

また、平成15年度の東京都の大気汚染状況の測定結果を見るとディーゼル車規制が開始されたことに伴い、浮遊粒子状物質による大気汚染が大幅に改善されました。

☆ 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質については両方の方法、二酸化窒素は長期的評価、光化学オキシダントは短期的評価が定められています。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域を対象としたものです。

(1) 短期的評価

連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準と比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

(2) 長期的評価

① 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

② 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合には7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

(①・②とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができません。また有効日数とは、1日の有効測定時間が20時間以上の日数を言います。)

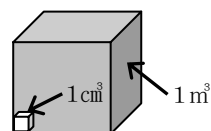
第4章 参考資料

大気の汚染に係る環境基準

(環境基準＝環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準)

物質名	環境上の条件	発生源等
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄酸化物(SO_x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起こします。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/ m^3 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/ m^3 以下であること。	大気中に浮遊している微粒子のうち、10 μm (100分の1mm)以下のもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料などの不完全燃焼によって発生します。工場・事業場からも排出されますが、主に自動車から排出されています。頭痛やめまいなどの症状があらわれます。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO(一酸化窒素)が大気中で NO_2 (二酸化窒素)になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。
光化学オキシダント (O_x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/ m^3 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/ m^3 以下であること。	金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激作用、神経障害、肝臓障害などを起こします。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/ m^3 以下であること。	ドライクリーニングなどで使われます。皮膚への刺激作用、肝臓障害、頭痛、黄疸のほか、発ガン性の疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/ m^3 以下であること。	不燃性、非引火性で、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離材、エアゾルの噴射剤などに使われています。急性症状として中枢神経に対する麻痺作用及び目への刺激などがあり、慢性症状として皮膚の刺激及び発ガン性の疑いが指摘されています。

※ ppm … 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmといいます。たとえば、二酸化硫黄が1ppmとは、空気1 m^3 中に二酸化硫黄が1 cm^3 含まれる場合をいいます。



2 騒音・振動について

☆ 騒音

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として、次のようなものがあげられます。

- ① 概して大きい音
- ② 音色の不愉快な音
- ③ 音声聴取を妨害する音
- ④ 休養や安眠を妨害する音
- ⑤ 勉強や事務の能率を低下させる音

また、騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事及び、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル（dB）」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令（要請限度）等があります。

☆ 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基準）が定められています。

騒音に係る環境基準（H10. 9. 30 環境庁告示第64号）（単位：デシベル）

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50dB以下	40dB以下
A	第1種低層住居専用地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第1種住居地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	第2種住居地域 準住居地域 用途の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域	一般地域	60dB以下	50dB以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※ この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。

第4章 参考資料

幹線道路近接空間に関する特例

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 dB以下	65 dB以下
※ 「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・ 2車線以下の車線を有する道路 15m ・ 2車線を超える車線を有する道路 20m 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）にすることができる。	

☆ 自動車騒音 要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域	当てはめ地域	車線等	時 間 の 区 分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1 車 線	65dB	55dB
		2 車 線 以 上	70dB	65dB
		近 接 区 域	75dB	70dB
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車 線	65dB	55dB
		2 車 線 以 上 近 接 区 域	75dB	70dB
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車 線 2 車 線 以 上 近 接 区 域	75dB	70dB

備考1 測定評価の地点

- (1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 2 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 3 騒音の測定方法は、原則としてJIS Z8731に定める騒音レベル測定法による。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の大きさは、原則として測定した値を、3日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー平均した値とする。

参考

- ・ 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- ・ 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

第4章 参考資料

☆ 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあげられます。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

カラオケ騒音に関する制限

○ カラオケ等の使用規制（東京都環境確保条例第131条）

飲食店営業及び喫茶店営業での、午後11時から翌日の午前6時までカラオケ等の使用禁止。（音が外部に漏れない場合を除く）なお、住宅・病院等から50m（商業地域にある住宅等からは20m）以上離れた場所に発生源がある場合は適用除外とします。

○ 深夜の営業等の禁止（東京都環境確保条例第132条）

深夜（午後11時から翌日の午前6時）の営業が制限されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。

☆ 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは、工場の特殊な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることもあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させてはならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル（dB）を使用します。

振動の規制基準（東京都環境確保条例 第136条 別表13二）（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ	
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		60dB	55dB
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		65dB	60dB

1 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

2 第2種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第2種区域の基準が適用される。

第4章 参考資料

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条及び同施行規則第12条（別表第2））（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
	敷地の境界における振動の大きさ	敷地の境界における振動の大きさ	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		70dB	65dB
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

3 光化学スモッグについて

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの（二次的汚染物質）が大気中にたまって、白くモヤがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強くて風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こすことがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の8地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。

発令基準	
区 分	オキシダント濃度
学校情報	0.10ppm以上が継続
注意報	0.12ppm以上が継続
警報	0.24ppm以上が継続
重大緊急報	0.40ppm以上が継続

※光化学オキシダントとは…

光化学スモッグのうち、酸化性物質（二酸化窒素は除く）のこと。

この濃度が高まると、光化学スモッグ濃度も高まります。

4 水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川のもつ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしまいました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はA類型、下流はB類型（平成13年4月よりC類型からB類型へ格上げされた）です。

第4章 参考資料

☆ 水質汚濁に係る環境基準

河川（湖沼を除く）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

※ 基準値は、日間平均値としています。

※ 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 : ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ・フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊な浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下

※ 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、この基準に準じます。

第4章 参考資料

〔用語説明〕

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指標。pH7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚濁物質が微生物により酸素分解されるために必要とされる酸素量で、数値が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、悪性発生源は10mg/Lであるといわれています。
浮遊物質 (SS)	水中に浮かび、ただよっている物質の量です。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚介類にも悪影響を及ぼします。
溶存酸素量 (DO)	水中にとけている酸素量です。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。比較的生命力の強いコイ、フナ等でも5mg/L以上が望ましいといわれています。
大腸菌群数	水中から多量に検出された場合は、生し尿が混入している可能性があり、赤痢、コレラなどの病原菌細菌が存在する危険性があります。
カドミウム	メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失うような場合があります。
全シアン	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし死亡することがあります。
鉛	さびにくさ、加工のしやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響があります。
六価クロム	電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられます。
ヒ素	半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤などに使われます。皮膚の色素沈着、下痢、便秘などがあります。
総水銀	有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。化学品製造、医薬品などに用いられます。水銀化合物中には昇汞(HgCl ₂)のように強い毒性を持つものがあります。また、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。
PCB	熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあります。
ジクロロメタン	塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。
トリクロロエチレン	金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出に用いられます。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング、溶剤として用いられています。人体影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
ベンゼン	染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があります。

5 底生生物調査について

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方法は、長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清潔な河川における生物は多種多様であり、個体数もバランスのとれた数値を示します。特に底生生物では、水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣目(カゲロウ目)、毛翅目(トビケラ目)などが数多く出現します。

6 湧水について

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。一般に夏から秋が豊水期、冬が渇水期といわれています。

都内全体を見ても、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渇水期の水量も低下傾向が続いています。

これは、都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなったこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していること、などが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなってしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、①魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、②池や川にきれいな水を供給する水源となる、③緑に水を与える、④都市に残された自然水であり、⑤緊急時には特に貴重となる、など湧水はとても大切なものです。

7 地下水揚水の規制について

昭和46年以降は、吐出口の断面積が21cm²を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が21cm²以下であっても、新設の場合は400m～650mも掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和46年以前に設置された吐出口の断面積が21cm²を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成13年度からは、揚水機の出力が300Wを超える施設に対して、揚水量を毎年報告することを設置者に対し義務づけられました。

8 工場・指定作業場等について

☆ 法律に基づく委任事務

騒音規制法

- | | |
|------------|--|
| (1) 特定施設 | 設置・変更等の届出受理（6条、7条、8条、10条、11条3項）
計画変更勧告（9条）
改善勧告及び改善命令（12条1項2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条）
電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理（21条2項4項）及び措置要請（21条2項） |
| (2) 特定建設作業 | 実施届の受理（14条1項2項）
改善勧告及び改善命令（15条1項2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条） |
| (3) その他 | 道路周辺生活環境についての措置要請ほか（17条1項2項）
指定地域の騒音測定（21条の2） |

振動規制法

委任事務内容は、騒音規制法に準じます。

- | | |
|----------|---|
| ※ 特定施設 | 工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設であって、政令で定めるもの。 |
| ※ 特定建設作業 | 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、政令で定めるもの。 |

悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令(8条)

第4章 参考資料

☆ 特定工場数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を「特定施設」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「特定工場」として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

騒音規制法に基づく特定工場	191
振動規制法に基づく特定工場	124

※ 平成20年3月31日現在

☆ 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

業 種	認可工場数
製 造 業	食料品製造業
	46
	飲料・飼料・たばこ製造業
	3
	繊維工業
	3
	衣服・その他の繊維製品製造業
	9
	木材・木製品製造業
	28
	家具・装備品製造業
	23
	パルプ・紙・紙加工品製造業
	5
	出版・印刷・同関連産業
	12
	化学工業
	4
	プラスチック製品製造業
	9
	ゴム製品製造業
	2
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業	窯業・土石製品製造業
	12
	非鉄金属製造業
サ ー ビ ス 業	1
	金属製品製造業
	48
	一般機械器具製造業
	44
	電気機械器具製造業
そ の 他	36
	情報通信機械器具製造業
	9
	電子部品・デバイス製造業
	18
	輸送用機械器具製造業
合 計	40
	精密機械器具製造業
	13
	その他の製造業
	8
	電気業
そ の 他	4
	ガス業
	4
	水道業
	0
	学術・開発研究機関
サ ー ビ ス 業	1
	洗濯・理容・美容・浴場業
	12
	廃棄物処理業
	4
	自動車整備業
そ の 他	58
	機械等修理業
	1
	その他の事業サービス業
	2
	4

※ 平成20年3月31日現在（東京都から委任されていない留保工場を含む。）

第4章 参考資料

指定作業場数

業 種	指定作業場数
自動車駐車場	244
自動車ターミナル	17
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド	25
自動車洗車場	8
ウェストスクラップ処理場	5
廃棄物の積替え又は保管場所	3
材料置場	21
畜舎	11
青写真の作成の用に供する施設を有する事業場	1
めん類製造場	16
豆腐又は煮豆製造場	16
洗濯施設を有する事業場	49
し尿処理施設を有する事業場	1
下水処理場	1
暖房用熱風炉を有する事業場	7
ボイラーを有する事業場	26
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関を有する事業場	3
焼却炉を有する事業場	2
冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150㎡を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの	1
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	2
合 計	459

※ 平成20年3月31日現在(東京都から委任されていない留保指定作業場を含む)

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合され、工場等から外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に随時指導しています。しかし、市内には、中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因と考えられます。

9 化学物質の適正管理について

東京都環境確保条例により、年間100kg以上の下記の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

適正管理化学物質

1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1, 1, 1 - トリクロロエタン
8	塩酸	37	1, 1, 2 - トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	P C B
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物（鉛塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	49	ヘキサン
21	四塩化炭素	50	ベンゼン
22	1, 2 - ジクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
23	1, 1 - ジクロロエチレン	52	マンガン及びその化合物
24	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	53	メタノール
25	1, 3 - ジクロロプロペン	54	メチルイソブチルケトン
26	ジクロロメタン	55	メチルエチルケトン
27	シマジン	56	有機燐化合物（E P Nに限る）
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	57	硫酸
29	硝酸	58	ほう素及びその化合物

第4章 参考資料

10 特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には、以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の7日前までに届け出る義務があります。

(1) 騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

特定建設作業の種類		敷地境界 における 音 量 dB(A)	作業時間		一日における 延作業時間		同一場所 における 連続作業時間		日曜・休日 における作業	
			1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけんを除く)くい抜き機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10 時間 以内	14 時間 以内	6日以内	禁止		
びょう打等作業	びょう打機を使用する作業									
破砕作業	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)									
掘削作業	バックホウ(原動機の定格出力が80kw以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kw以上)、ブルドーザ(原動機の定格出力が40kw以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)									
空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)									
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前7時～午後9時 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前6時～午後11時 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合						
適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○	
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○	
	鉄道の正常運行確保		○						○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○	
	変電所の変更工事で行う必要がある場合								○	

第4章 参考資料

(2) 振動規制法の特定制業に係る基準

特定建設作業の種類		敷地境界における音量 dB(A)	作業時間		一日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打機(圧入式くい打機を除く。)を使用する作業	75	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内		禁止	
破碎作業	ブレーカー(手持ち式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前7時～午後9時	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前6時～午後11時						
解体・建設物の破壊作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 塗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		道路交通法に規定する交通規制が行われている場合	道路交通法に規定する交通規制が行われている場合						
作業時間等の適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○	
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○	
	鉄道の正常運行確保		○						○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○	
	変電所の変更工事等休日に行う必要がある場合								○	

[地域の区分]

1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

* 作業音が基準値を超え周囲の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮することができます。

* この基準は、作業を開始した日に終わる特定建設作業には適用しません。

11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について

燃料用重油の硫黄分含有率の基準(東京都環境確保条例 第69条)

使用量の区分(1日)	硫黄分含有率(重量比%)	
	既設基準 (昭和51年8月1日前に設置)	新設基準 (昭和51年8月1日以後設置)
300L以上500L未満	1.0以下	0.8以下
500L以上2000L未満	1.0以下	0.8以下
2000L以上	0.8以下	0.5以下

12 ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう、塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農薬製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するときに発生しているといわれています。そこで、国や都府は、ダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

ダイオキシン類に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法 第7条）

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
土 壌	1000 pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
底 質 土 壌	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

TEF（毒性等価係数）とは

ダイオキシン類には、29種類に毒性がありますが、それらの毒性の強さは同じではありません。このため、ダイオキシンの影響を比較したり評価したりするときには、毒性の強さの表し方を統一しておく必要があります。

そこで、もっとも毒性が強いとされている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TeCDD)」の毒性を1とした場合に、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算したTEF(Toxic Equivalency Factor毒性等価係数)を定めています。

たとえば、1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン(HxCDD)のTEFは0.1ですから、毒性の強さは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの10分の1ということになります。

TEFは、1997年WHO(世界保健機構)より提案され、1998年に専門誌に掲載されたものが使われます。

TEQ（毒性等量）とは

ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が非常に難しくなります。そこで、測定した化合物の濃度にTEF(毒性等価係数)を掛け、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TeCDD)の量に換算して表します。これがTEQ(Toxic Equivalents毒性等量)です。

たとえば、測定した1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン(HxCDD)の濃度が10ピコグラムなら、TEQはTEF0.1を掛けた1ピコグラムとなります。

一般的にダイオキシン類の濃度を表すときは、このTEQに換算した数値を使います。例えば、水質であれば1pg-TEQ/L、大気であれば1pg-TEQ/m³、土壌、底質であれば1pg-TEQ/gのように表します。

13 昭島市グリーン購入指針

(1) 趣旨

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品等」という。）を優先的に購入することである。本市では、「昭島市庁内エコプラン」（平成10年7月）に始まり、「昭島市環境基本計画」や「昭島市地球温暖化対策実行計画」（平成14年3月）及びこれらの計画を効率的かつ効果的に推進していくために導入した環境マネジメントシステム（平成15年9月）により、環境物品等について一定の基準を定めてきた。

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定める。

(2) 適用範囲

本指針の適用範囲は、本市の全ての組織とする。

(3) 物品等の選択基準

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性和適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、価格や品質等に加え、次に掲げる事項に配慮し、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した製品を選択して購入する。

【製造段階での配慮事項】

- ① 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ② 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

【使用段階での配慮事項】

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 包装等が過剰でないこと。
- ③ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。

【廃棄段階での配慮事項】

- ① 長期間の使用、再使用、リサイクルが可能であること。
- ② 廃棄する際に処理や処分が容易であること。

【その他の配慮事項】

- ① エコマーク、国際エネルギースターロゴ等の環境ラベルが付いていること。

第4章 参考資料

(4) 対象分野及び調達目標

本指針の環境物品等の対象分野及び昭島市グリーン購入ガイドラインに定めた分野ごとの特定調達物品等の調達目標は、次のとおりとする。

	分 野	調 達 目 標
1	紙類	全ての分野について100%
2	文具類	
3	機器類	
4	OA機器	
5	家電製品	
6	照明	
7	自動車	
8	制服・作業服・作業手袋	
9	インテリア・寝装寝具	
10	納入印刷物	

(5) 推進体制

グリーン購入の確実な推進を図るための推進体制は、環境マネジメントシステムに規定する体制とする。なお、環境マネジメントシステムの対象でない組織についても、環境マネジメントシステムに規定する体制に準じた取扱いとする。

(6) 購入実績の把握及び公表

環境マネジメントシステムに規定するグリーン購入の総括部署及び事務局は、本指針に基づき、分野ごとの購入実績を把握し、公表する。

(7) 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行う。

(8) 施行時期

本指針は、平成16年6月1日から施行する。



ISO14001 認証取得

昭 島 市 の 環 境

- 平成 19 年度活動/調査報告 -

平成 20 年 12 月発行

編集・発行 昭島市 環境部 環境課
昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
電話 042 (544) 5111 代表

☆ 再生紙を使用しています。



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%